

平成18年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成18年12月17日（日曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長一般報告
- 第 5 報告第 1号 例月出納検査報告
- 第 6 報告第 2号 定期監査報告
- 第 7 南宗谷衛生施設組合議会報告
- 第 8 いきいきふるさと常任委員会報告
- 第 9 行政報告
- 第10 同意第 1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成18年度中頓別町一般会計補正予算 10月11日専決)
- 第13 請願第 1号 日豪FTA交渉に関する請願
- 第14 一般質問
- 第15 議案第 1号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 2号 中頓別町職員定数条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第 3号 中頓別町知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例の制定について
- 第18 議案第 4号 中頓別町立天北厚生園の法人移管を理由に退職する職員に対する特別措置条例の制定について
- 第19 議案第 5号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の制定について
- 第20 議案第10号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第12号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第 6号 中頓別町環境基本条例の制定について
- 第23 議案第 7号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について

- 第24 議案第 8号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第25 議案第 9号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第11号 役場出張所設置条例を廃止する条例の制定について
- 第27 議案第13号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第14号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算
- 第29 議案第15号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30 議案第16号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第31 議案第17号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算

○出席議員（10名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 星川三喜男君 | 2番 岩田利雄君 |
| 3番 山本得恵君 | 4番 柳澤雅宏君 |
| 5番 本多夕紀江君 | 6番 藤田首健君 |
| 7番 石井雄一君 | 8番 村山義明君 |
| 9番 宮崎安史君 | 10番 石神忠信君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|-------|
| 町長 | 野邑智雄君 |
| 助役 | 矢部守世君 |
| 教育長 | 福家義憲君 |
| 総務課長 | 安積明君 |
| 総務課参事 | 遠藤義一君 |
| 総務課主幹 | 菊地誠治君 |
| 産業建設課長 | 柴田弘君 |
| 保健福祉課長 | 奥村文男君 |
| 教育次長 | 石川篤君 |
| 出納室長 | 米屋彰一君 |
| 国保病院長 | 住友和弘君 |
| 国保病院事務長 | 高井秀一君 |
| 天北厚生園長 | 千葉辰雄君 |
| 天北厚生園次長 | 家入隆君 |

南宗谷消防組合

鳥田博君

中頓別支署長

自動車学校長

保育所長

こどもセンター長

浅野豊君

遠藤美代子君

平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 和田行雄君

議会事務局書記 田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成18年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において1番、星川さん、2番、岩田さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長（山本得恵君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成18年第4回中頓別町議会定例会の運営に関し、11月13日、11月27日、12月8日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日12月17日から12月19日までの3日間とする。なお、議会に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会をする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。質問内容に一部重複が見られるので、後に質問する議員はみずからの判断により答弁の重複を来さないよう十分注意されたい。

4、町側から提案された人事案件2件、承認1件、議案17件のうち議案第1号から第6号、第10号及び第12号をいきいきふるさと常任委員会に付託する。その他の案件は、いずれも本会議で審議する。

5、陳情の取り扱いについて、陳情第1号 リハビリテーションの改善を求める陳情は、郵送であり、紹介議員が付されていないため、議長預かりとする。

6、請願の取り扱いについて、請願第1号 日豪FTA交渉に関する請願は、自由貿易協定を柱とした経済連携協定締結に向けての日豪首脳会談が近いことから、緊急性があると判断し、委員会付託を省略して、本会議で審議する。

7、意見書の取り扱いについて、道林活議連から提出要望があった森林・林業政策の充実

と新たな財源措置を求める意見書（案）、議長預かりとなった陳情の要旨を酌み取ったリハビリテーションの改善を求める意見書（案）、請願第1号が採択された場合の日豪FTAに関する意見書（案）をいずれも委員会付託を省略し、会期中に本会議で審議する。

8、廃止に特別多数議決を要する特に重要な公の施設に関する条例の改廃に関し、関連条例の附則に挿入することは適当でないことを11月14日付で町側に申し入れた。また、複数の条例を一括条例として提案した場合、いずれかの条例の賛否が他の条例に影響を及ぼす可能性があるため、今後慎重に対処されたい。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月17日から12月19日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月17日から12月19日までの3日間とすることに決しました。

◎議長一般報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、議長一般報告を行います。

議長一般報告につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりですので、ごらんの上、ご了承ください。

なお、11月22日、東京渋谷、NHKホールで開催されました第50回町村議会議長全国大会及び第31回豪雪地帯町村議会議長全国大会の内容につきましては、詳細を添付しておりますので、ご報告を省略させていただきます。

なお、平成18年第2回定例会及び第3回定例会に関し、山本議員及び星川議員から発言の訂正、取り消しの申し出がありました。いずれも会期を過ぎており、訂正、取り消しができないため、申し出の内容のみ報告をいたします。第2回定例会、報告第3号の質疑の際、山本議員の「今本多議員の質問にありましたように」の取り消し及び第3回定例会、星川議員の一般質問での発言「除名される」を「やめられる」に訂正したいとの内容でございます。

この際、議員各位に申し上げますが、議員の発言は会議規則第64条の規定により会期中しか訂正、取り消すことができません。地方議会議員には国会議員と違いまして院外免責がございませんので、不用意な引用、不適切な表現など不穏当発言に十分注意されますようお願い申し上げます。

◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、報告第1号 例月出納検査報告を行います。本件につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承ください。

◎報告第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、報告第2号 定期監査報告を行います。本件につきましてもお手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承ください。

◎南宗谷衛生施設組合議会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、南宗谷衛生施設組合議会報告を行います。南宗谷衛生施設組合議員の報告を求めます。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 南宗谷衛生施設組合議会報告をいたします。

このたび南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

- 1、会議名、平成18年第2回南宗谷衛生施設組合議会定例会。
- 2、日時、平成18年9月29日（会期1日）午前10時開議。
- 3、場所、南宗谷汚泥再生処理施設会議室（浜頓別町）。
- 4、出席議員、山本議員。
- 5、会議結果、議事日程にそって進行し、認定第1号「平成17年度南宗谷衛生施設組合一般会計歳入歳出決算」認定について、原案どおり認定されました。内容については、別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて南宗谷衛生施設組合議会報告は終了しました。

◎いきいきふるさと常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、いきいきふるさと常任委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

村山さん。

○いきいきふるさと常任委員長（村山義明君） 所管事務調査報告。

このたび本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告いたします。

4件の調査を行っておりますので、それぞれの内容を簡略にご報告いたします。詳細につきましては、お手元に配付した調査報告書をごらん願います。

なお、いずれの調査におきましても、全委員が出席しております。

1件目は、11月13日に実施した基本（総合）計画にかかわる町内土木、建築工事等の視察調査でございます。この調査では、町道1条通り線交付金工事、森林居住環境整備（鍾

乳洞遊歩道)、災害復旧工事(町道上頓別原野線・平野川)などの現地視察を行っておりです。その結果、今後の公共事業のあり方として、住民が望まない公共事業はあり得ないので、着手前に行政として十分説明を行うべきであるとの意見を付しております。

2件目は、12月1日に実施した基本(総合)計画の進捗状況に関する調査でございます。町では、現在総合計画の見直しを行っているところですが、第6期総合計画の後期計画では実施計画のみが見直され、基本構想、基本計画は現状どおりとの説明でございました。また、総合計画と関連の深い自治基本条例については、平成19年度中に策定したいと助役が答弁され、従来どおりの考えを示すにとどまっております。これに対し、本委員会では、自治基本条例を起草、検討中であり、法務と財務の根拠を持たなければこれからのまちづくりは難しいと認識している。前期総合計画にうたわれている「新しい自治のしくみづくり」(町民と行政の役割分担など)が進まなければ、今後の財務の見通しも開けないと思料するので、後期計画において早期に実現を図るよう求めるとの意見を付しております。

3件目は、同じく12月1日実施した自治基本条例に関する調査でございます。本件につきましては、7月25日に設置された自治基本条例等に関する小委員会(柳澤雅宏委員長、委員4名)から、これまでの調査結果の報告と全36条から成る自治基本条例の草案が提出され、本委員会ではこの条例草案を原案どおり了承いたしました。ただし、条例の中には議会に関する条項はもとより、町の運営に関する条項や町民参加の条項があるため、今後、町側と協議の上、町民や町職員から意見募集など行いながら成案とし、今年度中の提案、成立を目指すことにしたものでございます。

4件目は、11月6日から翌7日にかけて実施した保育所等の民営化に関する視察調査とその結果をもとに実施した12月1日の事務調査のご報告でございます。前段は、保育所民営化に先進的に取り組む空知管内新十津川町及び栗山町を私を含む5名の常任委員が訪れ、各町の所管担当者からの聞き取りや法人が運営する保育所などで現地調査を行った経過でございます。

後段は、自治基本条例草案の参考とするため、栗山町議会が全国に先駆けて制定した議会基本条例についての調査経過でございます。本件の調査では、次の意見が付されております。調査の結果または意見、保育所の民営化については、空知管内の市町村はいずれも積極的に取り組んでおり、背景には合併破たん、財政危機などが挙げられる。また、比較的容易に民営化が進んでいるのは、保育所のみを運営を対象としていること、札幌圏に近いため、指定管理者の応募対象となる学校法人等が多いためと考えられる。直営から民営化する際、もっとも大きな問題となる職員の身分移管、処遇については、労使の雇用ルールを遵守し、町に正当な理由があれば分限免職は可能であることが新十津川町の事例及び国会答弁などで明らかとなった。さらには、私立保育所の多くが認定こども園の申請に躊躇しているのは、認定を受けても事務手続が煩雑になるなど、メリットが少ないためであり、本町のこども館の将来を決める上で参考になると判断される。本町においては、中長期行財政運営計画上の予定年度にかかわらず、早急に運営の受け皿づくりに努め、民営化を図るべきである。

以上をもちまして所管事務調査4件のご報告とさせていただきます。

なお、前回議会で閉会中の継続調査事項に決定された環境基本計画、環境基本条例等の策定状況に関する調査につきましては、同条例案が今定例会に提出され、委員会付託の方針となったため、実施いたしませんでした。

以上でございます。

○議長(石神忠信君) これにていきいきふるさと常任委員会報告は終了しました。

◎行政報告

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第9、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(野邑智雄君) おはようございます。12月に入りまして大変お忙しい中、今年第4回目の定例会の招集をいたしたところ、全員の出席をいただきましたことにつきまして初めにお礼を申し上げます。

それでは、9月の19日から昨日までの町長の行政報告につきまして報告をさせていただきますけれども、一般的な行政報告につきましてはお手元に配付してあります印刷物でご了解をいただきたいと思ひます。私から2点について報告をさせていただきますと思ひます。

1点目は、地域懇談会「町長がおじゃまします」についてであります。平成18年度地域懇談会「町長がおじゃまします」は、11月7日から21日までの間に12会場で開催いたしました。延べ85人の町民の皆さん方の参加をいただきました。懇談会では、町から知的障害者更生施設「中頓別町立天北厚生園」の法人移行、二つ目は国保病院における医薬分業、3点目には中頓別町中長期行財政運営計画に関する説明のほか、天北線バスへの要望を含めた質疑・意見交換等を行いました。参加者からは、主に天北厚生園の施設移転、中頓別農業高等学校や旧敏音知小学校の利活用、医薬分業、町営牧場の草地管理等に関する意見や質問が多く出されておりました。

2点目は、天北厚生園法人移管に伴う南宗谷福祉会との協定についてであります。8月3日、知的障害者更生施設「中頓別町立天北厚生園」の社会福祉法人南宗谷福祉会(太田一穂理事長)への移管が決定したことをうけ、町と同福祉会は12月13日、「知的障害者更生施設(中頓別町立天北厚生園)の社会福祉法人南宗谷福祉会移管に関する協定」を締結いたしました。協定内容は、施設の名称、利用定員、土地建物・備品等の無償貸付及び無償譲渡、移行職員の数と採用年月日、基金等の補助、移管後の移転改築等への支援などで構成しております。今後は、法人移管に関する諸手続きや事務作業が大詰めを迎えることとなりますので、さらに同福祉会との連携を図りながら円滑に移行が出来るよう努めてまいります。

以上であります。

○議長(石神忠信君) これにて行政報告は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎同意第1号

○議長（石神忠信君） 日程第10、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

住所、枝幸郡中頓別町字中頓別183番地。氏名、内田貞代。生年月日、昭和28年3月3日生まれの53歳であります。

内田貞代さんは、平成13年5月に教育委員に就任し、今年2月1日で2期目の任期が満了になるところでありますけれども、今までの経験を生かしていただき、より一層本町の教育振興のためにお力添えをいただきたいと思い、提案をいたしますので、どうか満場一致でのご同意をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号について採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は同意することに決しました。

◎同意第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

住所、枝幸郡中頓別町字小頓別185番地1。氏名、坂本登・美。生年月日、昭和11年12月2日生まれの70歳であります。

坂本登・美さんは、石津強さんの後任として平成16年6月に固定資産評価審査委員に就任し、今年1月9日で1期目の任期が満了になります。今までの経験を生かしていただき、再度委員としてご協力をいただきたいと考え、提案を申し上げますので、どうか満場一致でのご同意をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

◎承認第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、承認第1号 専決処分の承認を求める件（平成18年度中頓別町一般会計補正予算 10月11日専決）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度中頓別町一般会計補正予算）につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

専決処分書であります。4ページになります。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、平成18年10月11日であります。

専決処分事項は、平成18年度中頓別町一般会計補正予算であります。

それでは、内容の説明を申し上げます。平成18年度中頓別町一般会計補正予算。

平成18年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の補正では、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ34億8,902万5,000円とするものであります。

5ページの事項別明細書、歳出であります。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は、250万円の補正でありまして、内容は10月7日から8日の大雨による被災箇所5カ所の災害査定が12月中旬に予定されており、早急に測量調査設計業務を委託しなければならないため、その経費を計上し、専決処分したものであります。

次に、4ページであります。歳入です。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金を財源に既定額に250万円を追加するものであります。

なお、災害査定は、この12月18日、19日に行われることになっております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第1号 専決処分の承認を求める件（平成18年度中頓別町一般会計補正予算 10月11日専決）を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求める件（平成18年度中頓別町一般会計補正予算 10月11日専決）は承認することに決しました。

◎請願第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、請願第1号 日豪FTA交渉に関する請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第1号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を

省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である石井さんの説明を求めます。

○7番（石井雄一君） 請願第1号。受け付け番号、1番。受理年月日、平成18年12月1日。所属委員会、いきいきふるさと常任委員会。

日豪FTA交渉に関する請願書。

紹介議員、枝幸郡中頓別町字豊平106の14、石井雄一。枝幸郡中頓別町字秋田、星川三喜男。

日豪FTA交渉に関する請願書

○請願の理由

現在、日豪FTA交渉については、メリット、デメリットを含め、さまざまな方策を幅広く検討する政府間の共同研究が行なわれております。

しかし、仮に、当交渉が開始され、関税が撤廃されることになれば、牛肉、乳製品、米、小麦、砂糖など国産農畜産物が大きな影響を受けることが懸念され、北海道農業が壊滅的な打撃を被る恐れがあります。

つきましては、安易な交渉開始を断固阻止するよう、下記の要旨を踏まえた意見書を提出して頂きますよう請願するものであります。

記

<請願の趣旨>

政府においては、現在、豪州とのFTA（自由貿易協定）を柱としたEPA（経済連携協定）締結交渉入りに向けて、最終段階の調整を行っております。

豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が28%と高く、特に、米、麦、肉類、乳製品、砂糖等、その多くが北海道の主要農畜産物と競合しております。

FTAにおいては、全ての分野の関税撤廃が原則であり、豪州においては、これまで、ほとんど例外品目を認めておりません。

このため、ひとたび交渉入りした場合、関税が撤廃される可能性は極めて高く、その後の他国への波及も予期され、北海道農業は壊滅的な打撃を被り、我が国食料自給率の大幅な低下は必至であります。

国内の農業と地域経済に決定的なダメージを与え、国民のいのちと暮らしを脅かす可能性が極めて高い現時点の状況を踏まえ、日豪FTA交渉の安易な開始を断固阻止すること。

平成18年12月1日。

請願者、枝幸郡中頓別町字中頓別23番地の2、氏名、中頓別町農業協同組合代表理事組合長、杉木誠吉。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第1号 日豪FTA交渉に関する請願を採決します。
本件は採択することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。
よって、請願第1号 日豪FTA交渉に関する請願は採択することに決しました。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

初めに、受け付け番号1番、議席番号5番、本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 大きく2点について質問をしたいと思います。

1点目は、いじめへの対応と教育基本法をめぐる問題についてです。全国各地で教育にかかわる重大な事件が立て続けに起きています。中でもいじめに苦しむ児童生徒の自殺が連日のように報じられ、国民の多くが心を痛めています。本町でもいじめに苦しむ子供たちがいないか、教育現場だけでなく、保護者や周囲の大人が常に気配りを行い、深刻な事態が起きないよう対応策を検討すべきと考え、次の点を伺います。その前にですけれども、プライバシーの保護という点からも、特にいじめに関しましては関係者が特定されるようなお答えにならないようお願いしたいと思います。

一つ目、いじめの問題で最近子供たち、保護者、先生方が困っている実態はありませんか。

二つ目、この問題が顕在化してから、道教委の指示あるいは町独自でどのような対応や調査を行いましたか。

3点目、教育基本法の改正案は、この時点では改正案となっておりますけれども、成立しましたので、改正教育基本法のことです。国民の間で賛否両論がある中、衆議院、参議院ともに強行採決されました。教育基本法を変えることで、今日の教育にかかわる多くの問題、特にいじめの問題は解決されるとお考えでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員さんのいじめへの対応と教育基本法をめぐる問題について、教育委員会の教育長から答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 福家教育長。

○教育長（福家義憲君） 私の方からお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目についてでありますけれども、いじめの実態はありました。いじめがいかに卑劣であり、人間として許されない行為であることを子供たち同士の話し合いや保護者の話し合いと協力がありまして、現在は改善の方向に向かっているという報告であります。

また、2点目につきましては、道教委からの通知は速やかに学校長に周知し、児童生徒のいじめに対する指導を徹底をいたしておるところであります。また、教育委員会独自にいじめ問題把握のために各小中学校に対し、いじめがあるのかないのかの実態調査を把握し、その結果を毎月教育委員会への報告を求めることといたしているところであります。

次に、3点目でありますけれども、法律を変えることでいじめの問題が解決されるかどうかは、率直に申し上げてよくわかりませんが、いじめがなくなるよう、自他の敬愛や生命をとうとぶ心などの教育目標をもって教育指導することが大切であると思っております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

今日のような社会環境の中では、大人自身が大変な不安や困難を持って生きているのだから、そのことが子供にとっても直接、間接的なストレスとなって反映されて、いじめの温床となっているのではないかと思います。どこの地域でも、学校でも起こり得る問題だと思います。本町の場合、実態はあったけれども、改善の方向に向かっているとのことで、本当によかったと思います。保護者、先生方の努力、協力のたまものではないかと私は思います。ただいまの答弁の中身ですけれども、道教委からの通知を周知することは確かに仕事でしょうが、これが指導の徹底ということになるのでしょうか。そこで、次の点について伺います。実態を把握し、報告を求めるとのことですが、いじめがなかなか大人の目から見えにくくなっている面もありますし、子供の心理としては親や教師に率直に告げにくい、言にくいこともあります。このような対応だけでよいのでしょうかと思います。いじめを起こさない、起こさせないための対応が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

あと、教育基本法の関係ですけれども、新教育基本法とあえて呼びたいと思いますけれども、これをめぐって多くの人たちが内容そのものと審議の過程について疑問を投げかけています。教育基本法の改定は、すぐさま、それから少しずつ子供たちと教育現場に大きな影響を与えることになると思いますので、次の点について教育行政を預かる立場からの見解をお伺いいたします。三つありますけれども、一つ目は教育基本法の前文についてです。今回成立した教育基本法では、憲法との関連性の部分がばっさり削除されているという点、つまり悲惨な戦争の深い反省の上に立つてつくられた憲法であり教育基本法であること、そのことが抜け落ちているという点について。2点目ですけれども、新たに設けられた第2条の教育の目標、どういう人間像を目指すのか、今までの教育基本法になかったような細かい目標が挙げられています。例えば道徳心であるとか、公共の精神、我が国と郷土を愛するなど、心や態度まで法律で強制されているような点、この点について。三つ目ですけれども、第16条の教育行政について、これについては中身がすっかり変わっていると思います。条件整

備という文言もなくなり、教育はこの法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものという中身です。こういう法律の定めるところにより行われるべきものということ、国家権力の教育への介入を限りなく可能にすることになるのではないかと心配するものです。

以上、お伺いをいたします。

○議長（石神忠信君） 福家教育長。

○教育長（福家義憲君） まず、1点目の問題でありますけれども、まさに子供たちの日ごろの生活態度、どういうぐあいになっているかということにつきましての判断等については、教科の担任あるいは担当の教諭が十分承知をしながら教育指導に当たっていただいておりますけれども、その中でも見えにくい部分も当然あるかなと思います。そんなこともありまして、私どもの学校の方に特にお願いをいたしておりますのは、お願いといえますか、文部科学省ではいじめの定義というのはどういうことかということで、一義的に言われているのは自分より弱者に対して一方的に、そして身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものとされておりまして、私どもの学校の指導におきましては、特にいじめられたと思えば、それが既にもういじめられているのだという判断に立って対応していただきたいということで、特に子供たちについて、児童生徒の発する小さな言動やサインを見逃さないようにしっかりと把握していただきたいということとあわせて、担任ばかりではなくて教職員間の緊密な情報交換や共通理解のもとに適切な対応をしていただきたいということで特にお願いをいたしているところであります。いざれにいたしましても、いじめというものにつきましては人間としてやってはならない行為であるというようなことも含めまして、学校の方に特にお願いをいたしているところであります。それとあわせて、常日ごろ教育者の四つの目ということで言われておりますけれども、あらゆるところに目配りをする肉眼の目、それから言葉や心の中を読み取る透視の目、それからだめなところばかりでなくてよいところを見逃さない拡大の目、それから目先のことだけでなく将来のことを考えて見る時間の目、この四つの目を十分駆使して教育指導に当たっていただきたいということで、校長先生あるいは教頭先生等を通じてお願いをいたしているところであります。

次に、2点目の問題につきましては、教育基本法の問題でありますけれども、私どもの方からとらえますと非常に大きな問題だろうと思います。中でも15日に国会で可決されたばかりということでもありますけれども、その中の前文のこととか、あるいは教育目標の据え方、それから教育行政としての役割、これらにつきましては今こうであるというようなことへの答えにつきましてはなかなか難しく感じておりまして、今ここで具体的にお答えするのは非常に困難であるというぐあいに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

15日に国会で成立したばかりで、今ここでいろいろ述べるのは困難だというふうな教育

長のお言葉、私はそういうふうにとらえたのですけれども、確かに成立したのは15日ですけれども、この問題についてはかなり前から政府案が出されまして、二つの教育基本法の相違点とか、かなりの場面で論議がされているところだと思いますので、私は立場上かなり早い時点から古い教育基本法、改正前の基本法と新たな教育基本法との違いなどについては十分に研究していらっしゃるのではないかと感じていましたので、大変失礼をいたしました。

それでは、再々質問のお聞きしたいことなのですけれども、文部科学省とか道教委と違って、教育現場に最も近い立場の教育委員会としてはやはり何といても子供、保護者の心にしっかりと寄り添って、子供や教師の声、悩みをとにかくよく聞くこと。そして、教育条件の整備に力を注ぐべきではないかと思えます。また、地域の事情をよくご存じの地元の教育委員さんの意見を聞くことや顔の見える町のよさを生かす努力が必要ではないかと思えます。次の点については、答弁はもしありましたらお聞きしたいと思いますけれども、特に答弁はないということであれば結構です。新たな教育基本法が成立したことによって、他の教育関連の法律や学習指導要領が次々見直されるようになると思います。教師は、しっかりと子供と向き合う時間とか気持ちのゆとりがなくなって、子供はまた一斉学力テストだとかゆとり教育の見直しで、今以上にストレスを感じるようになるのではないかと心配をしております。この教育基本法のもとでは、今まで教育現場で大事にされてきた子供や教師の創造性とか自主性が発揮できなくなるようなおそれもあり、またそれは不必要なものになってしまうかもしれません。教育現場や自治体の裁量も奪われかねないのではないかと思います。この地域、中頓別という地域の特徴を生かして、ここではどのような子供を将来的に育てるといふことに重点を置きたいと願っていらっしゃるのかお聞きしたいと思いましたが、よろしくお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 福家教育長。

○教育長（福家義憲君） まず、前段の方の部分でありますけれども、教育の諸条件の整備等につきましては、まさに教育行政の当然の役割であります。したがって、本多議員がおっしゃってございました教育委員の意向、意見等につきましては、各月ごとにあります定例教育委員会会議等で十分聞いておりますし、またその反映につきましても学校長あるいは教頭等を通じて、諸条件の整備等についての要望意見等についても私どもの方ではできるだけお聞きし、限られた予算の中でありまして、そういったことで進めているのが実態でありますし、また今回のいじめの問題につきましても10月のたしか18日の定例会議開催のときに、私どもの方から北海道の滝川の問題だとか、あるいは北九州における中学校生のいじめによる死亡の問題等が10月の初めごろに特に報道されておりましたので、その会議の中でも委員長からは、いじめはないということではなくて、あるものだということの中で十分理解しながら学校等に十分指導をしていただきたいというようなことでもありましたので、その後に関わっております10月の24日、それから11月の定例校長会あるいは教頭会等を通じて、それぞれいじめ問題についての適切な実態把握と適切な対応ということでお願いをいたしたところであります。

それから、後段の方の関係についてでありますけれども、今教育で進めておりますのは、従来ありました画一と受容から自立と創造へということで、今全国的といいますか、教育指導を進めておりますけれども、そういった中で国際社会における中でたくましく生きていく力を育てるとというのが目標となっております。そういったことも含めて、この地域においては地域のいいところを十分とらえながら、しっかりとまた教育をしていきたい。いずれにいたしましても、これからの厳しい社会の中で生きていく力はしっかり身につけていく子供たちに教育指導ということで当たっていければなということで、これにつきましても各校長、教頭先生を通じて実はお願いをいたしているところであります。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 追加質問はありませんね。

○5番（本多夕紀江君） はい。追加質問はありませんけれども、自立と創造性、全国的にこういうことで進めているということでしたが、全国的な方向性とこの地域の方向性が大きく異なるものではないとは思いますが、やはり地域の子供の実態にこれまでも目を向けられてきたと思いますけれども、地域の実情、子供の実情というものを何よりも大事にしていかなければならないのではないかと私は思います。

二つ目の質問に移りたいと思います。

○議長（石神忠信君） 本多議員に申し上げますけれども、ここで若干休憩をとりたいので、ご理解ください。

それでは、ここで議場の時計で11時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

一般質問、本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 二つ目のことについて質問をさせていただきます。

社会教育事業の見直しと保健福祉課との連携について。社会教育の分野では、歴史の長い伝統的な事業が実施されていますが、その目的は競技性よりもスポーツを通じて健康づくりを目指すことにあると思います。保健体育の役割は、ますます重要になっていると認識していますが、健康づくりという点では保健福祉課の成人保健・予防事業などと目標が重なって、共通する部分も多々あると考え、次の点を伺います。

1、平成17年度当初予算と決算を比べた場合、学習機会提供事業の執行割合が低いように思いますが、18年度もほぼ同じ事業、同額の予算が計上されています。平成19年度に向けて、事業の見直しや実施方法の検討はされていますか。

2点目、保健体育に関する事業は、縦割りの枠を超えて保健福祉課との連携を強化し、社会教育施設の有効活用と人件費や運営費の削減につなげるべきではありませんか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 社会教育事業の見直しと保健福祉課の連携について、石川教育次長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） お答えいたします。

まず、1点目ですが、平成17年度の執行割合は低くなってはおりますが、事業の内容や質を落としての実施ではなく、各種事業における報償費や消耗品の経費削減に努めたところでもあります。また、事業の実施に当たりましては、町民ボランティアなどの協力により毎年度内容を検討して実施しております。このため、平成19年度も同程度の予算により実施したいと考えております。

2点目ですが、教育委員会が進める社会体育スポーツと保健福祉課が進める事業内容は、その趣を異にするものでありますが、ご質問にあります保健福祉課との連携については、どのような事業で連携することができるか、今後保健福祉課と十分協議の上進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

大変少ない予算、事業によっては7万とか8万とかいう、そういう金額的に少ない中で経費削減をされたということは、大変な努力だと思います。内容を毎年度検討しているとのことですが、19年度に向けて次のような点については検討の対象になるのかどうか伺います。一つ目ですが、イベントも大変いいことなのだと思いますけれども、季節を問わずに、いつでも、だれでも参加が可能なような継続的な事業については検討されますでしょうか。継続することによって身についたり、健康を維持するとか増進するということに結びつくものもあるかなと思うわけです。二つ目ですが、青年、成人、女性への学習機会提供事業のさらなる充実については考えておられますか。働いている方が多いということで、難しいかもしれませんが、今、それからこれからのまちづくりを支える若い人たちの交流の場や機会がなかなか得られにくいし、少ないのではないかと思います。3点目ですが、平成1年のいきいきスポーツ推進の町宣言以来、競技性の高いスポーツを中心に事業が展開されてきたように私には思われますけれども、中高年者にとっては競技となるとかなりハードルが高いわけです。スポーツを通じて人の交流や健康づくりを目指すということです。競技とはちょっと趣の違った、スポーツを一般的な運動というふうにとらえて、そういうものを一部取り入れていくというのはいかがですか。検討の対象になりますでしょうか。

それから、保健福祉課との連携についてですが、大変難しいと思いますけれども、双方の、それからまたどちらか一方の職員の方々の大変な負担になるようなことでは逆効果だと思いますので、双方の持ち味、それからよさを生かした連携になるように期待をしてい

ます。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） まず、1点目のイベントの関係なのですが、いろんな大会のことを意味しているのだらうと思いますが、季節を問わずにだれでも参加できるものにしていくような検討ということでございますが、確かに今やっていることにつきましてはそれほど毎年度かわりばえがしないといえますか、マンネリ化しているのではないかという意見もあろうかと思っておりますけれども、今本多議員さんから言われたようなことにつきましては、通年、夏冬問わずにだれでも参加できるようなものの検討はしていきたいと考えております。

それから、成人、青年、女性のさらなる検討といえますか、これらの交流の場が少ないということでもありますので、このようなことについても再度私どもの方でどのようなことがやっていたらいいか検討していきたいと思っております。

それから、3点目のいきいきスポーツ関係、競技性が高いと思われる。それから、中高年にとっては大変なのではないかという意見であります、教育委員会は競技性もありまして、それからその中で道徳だとかルールだとかマナーだとか、そういうものも教えていく場でもありますので、中高年も一緒にやれるようなスポーツがあればよろしいのですけれども、やはり教育委員会としてはそういう分野においても教育をしていかなければならないということで、大変難しいとは思いますが、検討できるものがあれば検討はするべきなのかなと思っております。

それから、保健福祉との連携につきましては、2点目でご説明いたしましたように、今後十分保健福祉課と連携をとっていきたいと思っております。確かに保健福祉で行っておりますリハビリを兼ねて健康づくりをすることと、教育委員会が行う体育スポーツ関係は今言いましたようにルールだとか道徳だとか、そういうものも重んじますので、大変難しいのかなとは思いますが、どういうことができるかは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

教育委員会のお立場としてルールとかマナーも教えていく、そういう教育もしていかなければならないというお話でしたけれども、子供、児童生徒に対しては確かにそういう面が大きいかもしれませんが、大人が対象であれば余り教育をしていくという視点にとらわれる必要はなく、健康づくり、まちづくりに役立つように、一緒に楽しみましょうというような視点から進めていかれた方がいいような気がしますが、これについては特別答弁は要りません。

私は、社会教育というものの役割、これからもますます大変重要なものになってくると思います。心身ともに元気な人を育てて、人と人のつながりを深める。そこで、住民の生きがいや健康づくりを支援することは、まちづくりを側面から支えることになると思うからです。そこで、事業内容の検討とか見直しを行うに当たっては、社会教育と言うぐらいのもの

ですから、幅広いし、相手が不特定多数ということで、かなり難しい面があると思います。ですから、担当者任せにせず、集団的に検討すべきではないかと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

二つ目なのですが、やはり住民のニーズということが大事になってくるのではないかと思います。顔の見える町のよさを生かして、組織的に呼びかけるなど工夫も必要かと思っておりますけれども、このニーズの把握ということについてはどのように考えていらっしゃるんですか。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 1点目の担当者任せにせずということではありますが、スポーツ関係のほかにも学習機会の提供事業では、例えば役場総務との連携、ブックスタートなど、保健福祉課だとか役場総務だとか連携をとってやっているものもございます。今言われましたように、できるものについては担当者任せにしないで、できるだけ役場全体で連携できるようなことで進めていければいいのかなと思っております。

それから、住民ニーズにどうこたえていくのかという、考えはあるかということなのですが、第4次の社会教育の中期計画では、層化抽出法といまして住民のニーズにこたえるようなアンケートをとりまして、第4次の中期計画がつくられております。こういうものを基本にしながら、これからもやっていきたいなと思っております。

以上です。

○5番（本多夕紀江君） それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） これで本多さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号3番、山本さん。

○3番（山本得恵君） 私は、財政問題と教育に関する今のいじめの問題の2点について通告してありますが、前もってお断りしておきたいのですが、教育問題につきましては、いじめの問題につきましては前者の質問と内容が重複しておりますので、省略をさせていただきますと、このように思っておりますが、一部だけ述べさせてもらおうと思っております。

まず、財政の問題につきまして、大変厳しい財政事情の中で平成19年度の予算編成に取り組まれていることではありますが、町民も実質公債費比率が26%に達したということで、財政破綻、財政再建団体の指定の道を危惧していると、このように思っております。町長は、新年度の予算をどのような考えをもって、気構えをもって編成に当たっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 財政問題についてお答えをいたします。

現在それぞれの所属で新年度予算の編成に取り組んでいるところでありますけれども、来年度は地方統一選挙の年でもあり、骨格予算となることにつきましては山本議員さんご承知のとおりだと思います。私は、基本は最少の経費で最大の効果を上げることに主眼を置き編成するとともに、昨年度町民15名の方々に策定をいただいた中長期の行財政運営計画と

今現在策定をさせていただいております後期総合計画並びに先ほど心配をされました実質公債費比率を下げるために今現在策定をいたしております公債費負担適正化計画を踏まえて、予算を編成することになっているところでございます。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得惠君） 町長の答弁によりますと、非常に私は力強く感じている面もございます。基本は最少の経費で最大の効果を上げると、最も基本的なことではありますが、ただ私が一番心配されるのは借金の問題であります。今公債の問題が日本全国、北海道はもちろんのことです。地方自治体の最も悩みの種であろうかと思っております。今年度の予算編成に当たっても、この借金がやっぱり一番ネックになるだろうと、そのように思っております。では、どうやってこの借金を減らしていけばいいのか。18年度の当初予算を見ましても、当初予算約34億円、その中で償還金が約10億4,000万円ぐらいですか、3分の1に当たるわけなのです。予算編成に当たって、第1に計上しなければならないのが借金、義務経費ですが、人件費、人件費にしたって職員の給料が約2億4,000万円ぐらいですか、それに手当、共済費等を含めると約4億円になるわけです。そうしますと、人件費と借金の返済で15億、これは絶対に計上しなければならない予算だと思っております。こういう中で、まず問題は借金を減らすと。償還計画によって年々減ってははいっていますけれども、また年々借金をしていつているのですから、借金はなかなか減っていかない。18年度も、17年度に比べまして大体1億2,000万円以上の借金がふえてきている。これをどうやって減らしていくか。これが減らない限り、中頓別町だって今話題になっている夕張の二の舞を踏まないと限らないだろうと、私はそういう懸念を持っているわけでございます。当然年々交付金は少なくなるし、自己財源の増額はなし、借金だけがふえていく。今の流れの状態では、やがて中頓別町も再建団体入りをしなければならないです。

今地方自治体は、そういう危機をみんな持っていると思うのです。せんだってもちよっとテレビを見ていましたら、貫一、お宮で有名な熱海で、今は財政が黒字だと、しかし今の状態でいくとやがて再建団体が心配される。財政SOS宣言をしたというようなことまで言われているのです。ましてや、この小さな中頓別町において、これだけの借金をして、返す見込みもなかなか立たない。そうすると、やはり支出の削減、抑制だと私は思うわけです。では、削る部分はどこなのか。私にもよくわかりません。ただ、一般的に考えますと、私はまだまだ補助金の見直し、それと施設委託経費の削減、何とかこういうところを詰めていかないと、先ほども言いましたように義務的経費はどうしてもこれは計上しなければならない。しかし、今言うような部分においては、先延ばししてもまだ町民の生活は困らないようなところがあるのではないかと。そういう点をまず行政としてじっくり検証するといいますか、何としましてもこの借金を少なくしていかなければならないと、私はそう思っておりますけれども、町長、どのようにお考えになりますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

私も中頓別町の借り入れ残高の大きさにつきましては、山本議員さんから指摘をされる以前から、大きな額になっていることは承知をしております。ただ、そのまんま私は行政の責任者として手をこまねいているわけではなく、そういう中から平成18年の初めに町民の方々から成る中長期の行財政運営計画の策定をお願いをして、計画を出していただきました。私は、やっぱりそれに沿って今後行政を進めていく必要があるのかなと、このように考えているところでございまして、特に借入金も本年度、18年度は5億台でありましたけれども、中長期の行財政運営計画では大体2億7,000万円前後になるだろうと、そういうようなことで、それ以内に抑えていくと、借り入れを抑えていくと、こういうような考え方があります。また、大変な状況にある下水道会計につきましても、町民の負担をお願いをして、少しでも下水道会計に繰り出す部分についての削減をしていきたい。特に下水道については、公債費の償還も含めると大きな金を一般会計から繰り出しているわけですから、そういう部分の抑制を図っていくと。また、人件費等についても、定員管理の計画に沿って職員の削減を図っていきながら、管理経費の削減を図っていく必要があると。そういうようなことで、今ここの二、三年で新たにすばらしく財政が好転をするということについては難しいことではありますが、しかしながら中長期の行財政運営計画に沿って、その計画に合わせて行政運営ができれば、私は必ず近い将来明るさが見えるだろうと、こういうようなことを考えているところでありまして、今大変厳しい状況で、これを乗り切るために住民の皆さん方の協力をいただいて、将来明るさが見える行財政運営をしていけるように努力をする必要があるのかなと、こういうようなことで今現在新年度予算の編成に取り組んでいると、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得惠君） 町長が申し上げましたように、私たちがもめるようになることに期待をしているところではあります。しかし、財源の確保をするには、職員の給料も現段階ではなかなかこれ以上削減していくわけにはいかないだろうと。事例であります、夕張を見ますと、人口は約1万3,000人ぐらいの市であるようですが、ここ二、三カ月のうちに1,000人以上も流出していると。流出する人間は、ほとんどが若い年齢層であると。もう夕張では生活が成り立たないという理由でみんな出ていくそうですが、残ったのは比較的高齢者が残る。そうすることによって、まち全体がなお一層衰退に追い込まれる。夕張の問題を見てみますと、もし我が町もこうなったらどうなるのだ、どうしようと深刻に考えざるを得なくなる。その中で、町の職員の85%が4年以内に出ていきたいと。職員の85%が出ていったら行政が成り立たないと、私はそう思います。完全なる破綻だと思います。それだけではない。皆さんもご存じのように、市長の給料も75%、助役、教育長、一般職員が30%、こうなったら、本当にこれは大変な問題だと思いますが、絶対にそういうことにならないように、今何とかして中頓別町も立て直しをしなければならない。財政の健全化に向けて努力をしていかなければならない。

そういう中で、いまだかつて中頓別町のかじ取りが浮上してこない。毎日新聞に出ている

ように、道内の市町村ではそれぞれのかじ取りが表明をしている。ただ、中頓別町におきましては、9月の定例議会の中で一般質問の中で町長の進退のお伺いが出ましたが、そのときに野呂町長が私は健康上の問題もあるので、今の時点では何も考えておりませんというふうに答弁されたように私は理解をします。ところが、次の日の新聞を見ますと、来春の次期町長に立候補する考えは持っていないと今限りで引退する意向を表明したと、このように新聞に載っておりました。これは、私は何かの間違いではないのかなと。私の考えとしては、今この厳しい町行財政の立て直しを何とか8年間の実績を維持する野呂町長にお願いをして、立て直ししなければならぬのではないのかなと。どなたがかじ取りになっても、これは大変な時期であるのは間違いありませんけれども、町長にもう一度、現在の心境をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） お答えをいたします。

現在、先ほども申し上げましたとおり、町民の方々に作成をしていただいた中長期の行財政運営計画等々を頭の主眼に置きながら、一步でも財政改善ができるように努力をしている最中でありまして、今いろいろお話がありましたけれども、来年の地方統一選挙の立候補を促すようなお話であったのかなと思いますけれども、私は9月の星川議員さんのときにお話を申し上げまして、体調が余りよくないので、現時点では来年の地方統一選挙に立候補する考えはないというお話をさせていただきました。私今現在もまだ体調が整って回復しているわけでありまして、来月も病院に行って検査を受ける予定になっておりまして、そういうものをもろもろ考え合わせまして、自分の体力と健康と、そういうものを加味しながら今後の考え方を決めていくと、こういうことになろうかなと思いますけれども、しかしながら議会で答弁したことについての重みというのは、私は自分で最高責任者として今までやってきたことを踏まえると大変重たいものがあると、こういうふうな考え方を持っております。そういうことで、もう少し自分の健康の状況等を考え合わせて考えなければならないことにならうかなと、このように思いますし、また多くの人たちの意見を聞く必要性もある。こういうようなことで、今の質問に対して明快な答弁はできませんけれども、しかしながら私の任期はまだ4月までであるわけでありまして、来年度の予算編成も含めて最大限の努力をしていくと、こういうことでご理解を賜ればと思います。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 今のところでは、まだそういう考えは、立起表明するという事は考えていないという答弁ではありますけれども、私はまだ可能性が残っているのかなと非常に期待をして、この問題については終わりたいと思います。

次に、教育問題につきまして、先ほど申し上げましたように、いじめ、虐待等につきましては先ほど先に質問された方の内容に重複しておりますので、省略をさせていただきたいと思いますが、1点だけ。こういう問題が起きますと、とかく行政が隠したがる、秘密にすると。そのことが後になってばれたときに、やがて校長が首をつって死ぬ、官僚が辞職、い

ろんな問題が起きてくるわけです。中頓別町は、まず私はないだろうとは確信をしておりますけれども、万が一にでもあった場合には絶対隠すというようなことはしないでいただきたい。それを発見して、早急に解決に向けた対処をしていかなければならない。このことだけをお願いというか、要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（石神忠信君） 答弁要りませんか。

○3番（山本得恵君） 要りません。

○議長（石神忠信君） これにて山本さんの一般質問は終了しました。

続きまして、受け付け番号3番、議席番号1番、星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、私の質問をさせてもらいたいと思います。今回は、1点のみに絞って質問させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

定員適正化計画についてでございます。中長期行財政運営計画では、定員適正化計画に基づき、平成28年度までには職員数を41名までに削減するとうたっております。目標年次よりも早く達成できれば、それにこしたことはないと思いますが、今回の事例で天北厚生園の職員で法人に移行する職員には退職金の特例措置が提案されました。それと、今後残る職員には通常の勸奨制度しかないのではないかと思います。そうであれば、計画どおり定員削減が進まないのではないかと私は思っております。そのところを町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 星川議員さんの定員適正化計画について、私からお答えをいたしたいと思います。

現在の職員数は、町長部局で103名、農業委員会1名、議会2名、教育委員会7名の合計113名であります。このうち公営企業職員につきましては水道事業で2名、下水道事業で1名、国保病院事業で24名、国保、介護保険の職員が3名、公営企業職員は合計30名おります。このように町の全体の113名から30名を引きますと、普通会計職員としては現在83名が在籍しておりますけれども、今後一定の条件をクリアすることを踏まえて、平成27年度末の目標数値41名を達成すべく、定員適正化の手法等を活用して努力をしてまいりたいと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、再質問をさせてもらいたいと思います。

今町長の答弁の中に適正化の手法と言いましたけれども、これは通常の勸奨制度のことを言っている私は思っております。そうであれば、残る職員に対し不公平があり、組織の活性化にはならないのではないのかなと私は思いますし、今回の天北厚生園に移行する職員、その中には高齢者職員がおられますし、その中には若いものおられますが、今後優遇されるおそれがあると思われまして、また早期退職を促すためにもこの特例措置を私は残すべきではないのかなと、このように考えておりますが、どうでしょうか、町長、再度お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） ちょっと詳しくお話をさせていただきますけれども、先ほど申し上げました職員につきましては83名おりまして、その中から天北厚生園に来年4月1日に移行する職員が20名おります。それから、南宗谷衛生施設組合に1名派遣をこしからいたしました。それで、その数21名を83名から引きますと63名の職員になる予定であります。そして、今後定年者、27年度までの定年者は企業会計の定年者も含めると16名定年者が出てまいります、27年度末まで。そうすると、46名の職員が残ります。そういう中で、先ほどお話し申し上げました定員適正化の手法、まず1点目は退職者不補充によって職員を減らしていくのが1点であります。それから、職員の派遣、出向、移籍をもって職員を減らしていく考え方が1点あります。それから、先ほどお話がございました天北厚生園の法人化または民営化の推進ということでこども館や自動車学校、こういうものの法人化、民営化の推進を図っていくという手法が1点あります。また、外部委託等の推進ということで、車両センターまたは給食センター等の事務を外部委託をしていくと、こういう手法も考えております。そういうようなことを適切に対応していくことによって、私は41名の職員にすることは可能でなかろうかなと、このように考えております。参考までに申し上げますと、勸奨退職制度で職員がやめる場合につきましては、自己都合でやめる場合と比較をいたしますと、もしか50代の職員であれば470万円ぐらい退職金の割り増しを支給することとなります。ですから、勸奨制度自体は自己都合でやめる職員と比較をすると特典があると、こういうことでご理解を賜ればいいのではないかなと、このように考えているところでございまして、今お話ししたようなことで今後とも勸奨退職制度または定員適正化の手法等に基づいて職員の削減を図っていくと、こういうことでご理解を賜ればと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 私の質問、もうちょっと町長と話し合ってやれば、ああ、そこまでいっているのかなというのを今つくづく感じました。申しわけありません。

ただ、私が言っているのは、後々から質問される柳澤議員さんのことも踏まえて、こどもセンターの職員等のことも絡めて、そういう特例措置があれば、またそういう手法もあれば簡単に法人化に向けてやっていけるのかなという私のねらいもありまして、こういう質問をさせてもらったわけですけれども、このように職員数が減っていく中で、今言われましたように町長もこれから新人、要するに新しい職員を入れなくて、前々から言っておられますパートナー制度ですか、そういうのを活用しながら大変な中を乗り切っていこうという決意はわかりますけれども、何せかんせ就職のないこの町の中で、役場が一つの、私たちの子供たちにすれば物すごくいい就職の場所でないのかなと。そういう中で、毎年毎年職員を一人もとらないでやっていけば、年齢の差が物すごく開きで、だんだんと逆に職員同士の中でやりにくくなるのでなかろうかなと私は思いますし、そこらのことで、できれば定年退職が月に3名退職したら、せめて1人は正職員を採用するというのもあわせて考えてもらえればなと思いますし、そういう効果があれば、またこの町も活気づいてくるのでなかろうかなとい

うことをお願いしまして、最後に町長のご意見をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 定員の削減だけが行政の運営をしていく中で大切かと、私は違うのではないかなと思います。やはり新陳代謝を図る必要性もあるのかなと思いますし、また一番大切な消防職員については定年退職者等々については町の方からの派遣もありますけれども、しかしながら全員が高齢者になっていくと消防業務自体に大変な問題も生じていくと。そういう面からすると消防職員も若い活力ある職員の採用ということも当然起きるだろうと思いますし、また勸奨退職制度で予定よりも多くの職員がやめていくということになれば、私は新採ということも一つの視野に考えていかなければならないのではないかなと。そういうことをもろもろに考え合わせて、今後の町政運営をしていく必要があるのかなと、このように考えております。

○1番（星川三喜男君） では、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） これにて星川さんの一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため議場の時計で午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

一般質問を続けます。

受け付け番号4番、議席番号7番、石井さん。

○7番（石井雄一君） 私は、2点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目、コミュニティーの強化についてということでお伺いをしたいと思います。自治会連合会では、自治会の統合に向けた検討を行っていると同っておりますが、これからは住民自治の中心として自治会を含むコミュニティーの機能強化が大事だと思います。中長期行財政運営計画にも町民組織の設立がうたわれていますが、行政と住民の役割分担は進んでいないと思います。具体的に何を役割分担するのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 石井議員さんのコミュニティーの強化について、安積総務課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） お答え申し上げます。

11月22日に開催されました自治会連合会の役員会において、中長期行財政運営計画で示された町民と行政の役割分担の原則を踏まえ、パートナーシップの推進体制や町民組織の

設立などについて説明をしてきたところであります。今後もパートナーシップについて相互理解を深めるため、自治会連合会への説明、意見交換を積み重ねながら具体的取り組みへと発展させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 答弁の中で、自治会連合会の方にお話を持っていくことはいいことだなというふうには思いますけれども、私はそのことも大事ですけれども、もっと具体的に身近なところから取り組んでいくのがいいのかなというふうに思うのです。多分今まで町民も行政も、新しい自治の仕組みをつくっていくことは初めての取り組みになるわけですから、言葉ではわかって、具体化させるためになかなか大変だなというふうに思うのです。それで、まず各自治会といいますか町内会、そういったところの身近なところから、これは町の職員の皆さんに頑張ってもらいたいなというふうに思うのですけれども、この後に言う地域担当制とも絡んでくるのですけれども、町内会活動というのが原点になるのかな。当然各職員の方々はいずれかの町内会に所属しているわけですから、もしそういうあれがないとしたら、敏音知とか小順別だとか、そういったところの自治会はそこに所属されている職員はいないのかなと思います。だから、そういったところには地域担当制みたいのを検討して行って、もっと町内会活動の中で自治会のコミュニティについて取り組んでいった方がいいのかなというふうに思うのです。例えて言いますと、自治会では自治会の役員会、事業をやるための役員会とか総会がありますよね、そういったところでの取り組みを話していくと、そういったことを取り組んでいくことが大事かなというふうに思うのですけれども、その点についていかがなものでしょうか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 中長期の行財政運営計画の中でも当然触れられていることですが、パートナーシップを推進する上でかぎとなるのは自治会というふうに位置づけておまして、ここの連携なしに考えられないという考え方があります。したがって、石井議員が言うような進みぐあいではないのかもしれませんが、こういう新しい仕組みをつくるときに少なくとも自治会の連合組織である自治会連合会での説明や協議や、あるいは理解というものを含めながらやっていかなければ、どうしても押しつけといいますか、そういうふうになってしまいかねないというふうに思いますから、そういったプロセスを大事にしながら取り組んでいくということが一番重要なことだなというふうに考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） ただいま課長が言われましたように、パートナーシップの推進は行財政運営計画の中で最も大事だということで提案されています。それで、まさに自治会が進めるために一番大事な組織だということは、そのとおりだと思います。そこで、私も先ほど提案したように、それを押しつけるという言い方を今課長はされましたけれども、私はいい

意味の行政主導といいますか、ともにやれるようになるために、やっぱり行政で主導していただかないと、町民の方から組織が立ち上がってくるということはなかなか難しいなというふうに思うのです。それで、先ほどから言っていますように、拙速に立ち上げることは一番まずいと思いますので、身近なところから取り組んでいくようなことで全体で意識とか認識とかを高めていく。言葉はわかっていても、意識、認識できるまでにやっぱり時間がかかると思うのです。ですから、ふだんの中でより浸透させていくようなことが大事でないかというふうに思うのです。そうすれば、おのずとこういうものを立ち上げていくことは可能かなというふうに思うのですけれども、その点について。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 石井議員の言わんとしていることは、理解できます。ただ、先ほども言いましたとおり手法といいますか、一定の経過を踏まえながら物事を進めるということが長続きのもと、根源になると思いますから、そういう面では粘り強く、余り一方向的にやらずに進めていきたいというふうに考えます。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 大変しつこいようで申しわけないのですけれども、将来的にはまちづくり町民会議、仮称ではございますけれども、こういったふうに進めていきたいのだというふうに思うのです。そのためにも、拙速はやっぱりまずいとは思いますが、ただ、身近なところから早く取り組んでいくということが大事でないかというふうに思うものですから、そういったことで共通認識、理解ができるように早く取り組んでいただければいいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 答弁要りますか。

○7番（石井雄一君） いいえ。

○議長（石神忠信君） では、次。

○7番（石井雄一君） それでは、2点目の町職員の地域担当制についてということでお伺いをしたいと思います。

中長期行財政運営計画では、町職員の地域担当制を調査研究することになっていますが、どこまで進んでいるのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 町職員の地域担当制について、安積総務課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 中長期行財政運営計画では、地域担当制についてのパートナーシップを推進していくための将来的な課題と位置づけております。したがって、具体的取り組みや調査研究を含め、来年度以降になると考えております。現在のところ、その具体的な調査研究はまだ着手しておりません。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番(石井雄一君) これも行財政計画の中でうたわれているのですけれども、私は例えば今言いましたコミュニティの強化をする場合にでも、やっぱり大事なのは地域担当制と。先ほどから私が言っていますように、行政主導で最初は取り組むといたしますか、仕事を始めないと物事は進まないとは私は思っているのです。だから、決して押しつけとかそういうことでやってほしいと言っているのではなくて、新しい形に変えていくときですから、そういう取り組みをしてほしいという意味で地域担当もすごく大事だというふうに思うのです。そして、例えばどこか総務課なり企画の方で課だけが、担当の人だけがやるということではなくて、もう少し全体で取り組むということの姿勢がないとなかなか浸透していかないのではないかなというふうに、同じようなことを質問するわけですけれども、地域担当については随分早くから星川議員さんが質問されたこともあったと思うのですけれども、その後かなり年数が経過していても、なかなか進んでいないのです。だから、私はこれからまた調査研究というような言い方は、ちょっと残念だなというふうに思うものですから、その辺について来年度以降のことであるということをございますけれども、意欲とか意気込みとかというものを示してほしいなというふうに思うのです。

○議長(石神忠信君) 安積総務課長。

○総務課長(安積 明君) 地域担当制をどのような形で導入していくのがいいのかなどを含めて、拙速にやるということにはならないというふうに思います。確かに以前ほかの議員の方からこのことに関して質問があったことは事実であります、長く続けていくためには、地域に根差した活動ができるためにはそれなりの仕組みとしての担当制をしっかりつくっていく必要があるというふうに思いますから、何回も申し上げますとおり、来年度以降このことについて調査研究をするということで中長期行財政運営計画の中でもパートナーシップを推進していくための将来的な課題なのだというふうな位置づけもあるわけですから、この地域担当制について来年度以降調査研究するということになるかと思えます。

○議長(石神忠信君) 石井さん。

○7番(石井雄一君) 私今の答弁には、やっぱりちょっと不満が残るのです。将来的な課題という言い方は、この文章では書いてあるのですけれども、それは文言としてはわかりますけれども、本当に新しい自治の仕組みをつくっていくという気構えがあるのであれば、いち早く取り組んでほしいなというふうに思うのです。決してほかのところをまねするということではございませんけれども、他町村で先進の事例もあります。私たちが視察に行っています、実際にやっているところを。そういったこともあるものですから、調査研究に余り時間を必要としないなというふうに私は思うのです。ですから、そこら辺でもう半歩でも進めていただければいろんな取り組みがスムーズになるなというふうに思うものですから、答弁よろしくお願います。

○議長(石神忠信君) 町長。

○町長(野邑智雄君) 1点目の話も含めてお話をさせていただきますけれども、パートナーシップの推進については中長期行財政運営の大きな一つの柱であると、これは間違いござ

いません。そういう中で、一番パートナーシップを推進するためには自治会、町内会の協力がなくては実現することは不可能だと、こういうことで自治会連合会に今お話をしている最中であります。そういう意味では、私どもも連合会の理解を得て、各自治会にそのものをお願いをすると、こういう形になろうかなと思いますし、またそういう中で先駆的な事業として取り組める事業としては、5ページにも書いてありますけれども、高齢者のサービス、子育て支援、花と緑のまちづくり、交通安全、防犯協会などが先導的に取り組める事業でないかなど、こういうぐあいに言われております。そういう中で、このパートナーシップの推進の一つの大きな部分では地域当番担当制、これもうたわれております。そういう意味では、先ほど総務課長が調査研究を来年度以降進めていくと、基本的にはそういう考えをもって今後取り組むことになるかかなと思いますけれども、しかしながら今あった地域当番制を早急に設置することができるかどうか、年明けたら早急に担当課長等々との話を進めていくと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長(石神忠信君) 石井さん。

○7番(石井雄一君) お話は大体わかりました。今町長言われましたように、新しい自治の仕組みづくりをしていくために最も大事な部分だろうと思うのです。それで、ここにもうたわれています。第2の役場というものを将来的にはつくっていききたいのだと。すばらしい理想があるわけですから、ぜひともこれから皆さんで知恵と力を合わせてお互いにやっていきたいなと思います。

どうもありがとうございました。

○議長(石神忠信君) 町長、答弁の中で地域当番制って言ったのだけれども、地域担当制ですね。

○町長(野邑智雄君) 担当制です。

○議長(石神忠信君) これにて石井さんの一般質問は終了をいたしました。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号4番、柳澤さん。

○4番(柳澤雅宏君) それでは、まず自治基本条例について質問いたします。

議会では、町民参加によって策定された総合計画あるいは中長期行財政運営計画の趣旨を引き継ぐ形で自治基本条例の草案を作成いたしました。町長は、これまで同条例について平成19年度中の早い時期に策定したいという答弁をしておりますが、後期総合計画や中長期行財政運営計画等はもう動き始めているわけで、これらをより正確に進める上においても、町の最高規範となる自治基本条例というものを早急につくる必要がある。本年度中にでも私たちは策定すべきだというふうに考えておりますが、この件について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長(石神忠信君) 町長。

○町長(野邑智雄君) 自治基本条例について、私からお答えをいたします。

議会常任委員会からの付託を受けて、自治基本条例等に関する小委員会が設置をされまして、9回の委員会を重ね、中頓別町自治基本条例の草案がまとめられたことについて、私か

らも心から敬意を表するところでございます。自治基本条例の必要性は強く認識をしているところであり、できるだけ早い時期に制定できることが望ましいと考えております。ただ、最高規範性を持った町の憲法であると位置づけるならば、町民参加による十分な議論と理解が不可欠であるとも考えるところで、今後立ち上げられます中頓別町自治基本条例検討委員会等での議論の推移を見守り、今後の対応について判断をしてみたいと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） ただいまの答弁で町民参加による十分な議論ということは、私も大変重要であるというふうに考えています。ただ、ご承知のとおり来年18年度をもって首長選、それから議員の改選期に当たるわけで、改選されても、だれが町長になっても、あるいはだれが議員になっても町の進め方というものが変わらないように、そういう意味においても私は18年度中に策定すべきだというふうに考えています。当然先ほど言うように町民参加というのは十分踏まえた上で、何とか改選前にそういうものを確立していきたいというふうに考えておりますが、今後の対応を見て判断されたいということではありますけれども、少なくとも18年度中の策定を目指して取り組んでいこうというふうに考えておられるのだらうと思うのですけれども、その点について一つの目標として18年度中に策定という考えがあるのかどうか、その点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

私は、今の財政の環境または地域づくりの環境等を考え合わせますと、だれが町長になっても、だれが議会議員になったとしても、大きな変化はない、このように思います。特にこれからの行政というのは、住民と行政の協働、または住民参加、それから行政からは情報の提供、こういうものが相重なって、それぞれの地域の地域づくりが可能になるのでないかなと、このように考えております。特に、先ほど申し上げましたけれども、自治基本条例の検討委員会を早急に立ち上げた中で、この議論をしていただく、その議論が3月の定例会の議案提出の時期に間に合えば、当然私はこの自治基本条例というのは3月議会に提案をしていく必要性はあるだろうと、必要とされるだろうと、こういう考え方をしております。ただ、そういう中で、その検討委員会の中で議論が伯仲した中で、なかなか原案が固まらないということになれば、私は3月定例会に提案をするということも難しいことにならうかなと思います。ただ、私は、決して自治基本条例を先延ばしするだとか、そういう考えは持っておりません。そういう中では、今後の検討委員会の中での議論の推移を見守っていくと、こういう判断をしているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） ただいまの答弁で私としては十分理解いたしましたので、我々も草案をつくってきたそれなりの責任もありますし、町民、それから検討委員会での議論というのは私たち議会としても尊重していかなければならないというふうに思っていますし、その

ことを無視して我々も何が何でも3月という気持ちはありませんので、気持ち的には町長と同じ気持ちでありますので、双方お互い協力し合って、できる限り一日でも早く成案となるようにお互いに協力し合っていきたいというふうに思い、この質問については終了させていただきます。

それでは、2点目の質問についてお伺いしたいと思います。保育所の民営化についてお伺いします。保育所の民営化については、中長期行財政運営計画の中でも位置づけられております。先ほど常任委員長の報告にもありまして、私たちが11月の6日から7日、この民営化について新十津川及び栗山町へ視察に行きまして、さまざまな教訓を得たところでございます。本町におきましても、民営化の第一歩として幼児クラブと保育所について条例あるいは利用料の一元化が検討されておられるようですが、その検討がどのような状況にあるか、現在の状況をお伺いしたいと思います。

また、町長は、以前分限免職は難しいというふうに答弁されたことがありますが、新十津川町では地方公務員法第28条第1項第4号の考え方として民間でいう解雇の4要件を守れば可能として、保育士を実際に分限免職しております。保育所に限らず、これから当町としても小さな役場を目指すという考えの上で、今後分限免職ということを当町としてもいつかの時点で考えなければならぬときが私はないとも言い切れないというふうに思います。その点について実際国会等でも取り上げられておりましたが、この件について再度町長の認識をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 保育所の民営化について、前段につきましては奥村保健福祉課長に、後段は私から答弁をいたします。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 現在までの状況についてご説明申し上げます。

10月の23日の行財政改革調査特別委員会におきまして報告いたしましたことも館管理運営検討委員会の中間報告に沿いまして、取り組みを進めているところでございます。条例及び保育料の一元化につきましては、実施に向けまして条例、規則等の改正についての内容の検討と保育料につきましても保育所の保育料と同様の算定方法で検討を進めております。しかし、認定こども園との関連があり、道と協議をしながら検討を進めているところでございます。また、認定こども園の認定を受けるためには現在の保育時間を4時間以上に見直す必要があることから、現在保護者の意向調査をしながら保育時間の変更について検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 後段の関係について、私からお答えをいたします。

地方公務員法第28条第1項第4号、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合の分限免職は、法律上認められておりますので、任命権者、町長

して地方公務員法や民間の整理解雇4条件クリアすることにより可能であるとの認識を持っているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 分限免職については、ただいまの答弁で十分理解させていただきました。

あと、保育所の方なのですが、先ほども言いましたように、新十津川、それから栗山等を視察して、確かに先ほどの常任委員長の報告にあるように、民営化に向けての受け皿というのが札幌圏に近いということがあって、条件としてはそういう民営化が割と行いやすい地域だったのかなというふうに思います。ただ、中頓別の保育所として私がすばらしいと思うのは、新十津川では民営化されたことによって、子育て支援という事業が民営化されたその先で考えられるようになってきておりました。ですから、今まで公設であった保育所等については、子供支援、そういう事業がなされていなかった。民営化されて、民間がやるようになった。それから、栗山町においては、民営化されて、余った保育士に新たな子育て支援という事業をやらせているということなので、こども子育て支援みたいなことは今までなかったのかなというふうに思いまして、当町においては幼児クラブから保育事業、それから子育て支援等を従来からこども館の中でやってきているので、そういう点においては中頓の方がずっと先にいっているというふうに認識したところで、これは改めて中頓の保育所は結構いろんなことを頑張っているのだなというのは実感させていただきました。

ただ、だからこのままでいいということには私はならないと思うので、その点だけ一言申し添えておきたいと思えます。答弁にあった保育料と認定こども園との関連ということ、認定こども園の関連があって保育料が云々ということがあるので、この関連というのは保育料を決める上で認定こども園とどういう関連があるのか、その点についてお伺いしたい。

それから、保護者の意向を調査しながら保育時間の変更について検討していくという答弁なのですが、保護者の意向を調査することによって保育時間というのが変わり得ることなのかなと。だから、保護者の希望によっては時間の変更があるよというふうにとらえたらいいか、私はある程度の方向性を決めて、その保護者の方に理解してもらうという方が、私は方法としてそうではないのかなというふうに思うので、保護者の希望によって時間がばらばら、ばらばら変わるということはありませんと思うので、この点についてどういうふうにご検討されているのかお伺いしたいと思います。

それから、認定こども園については、4パターンあります。幼保連携型と幼稚園型、保育所型、地方裁量型。中には当町にそぐわないパターンもあるのかなというふうに思うのですが、当町としてはどのパターンを念頭に置いて考えておられるのか、その点についてお伺いしたい。

それから、例えば認定こども園を目指すとするならば、いつごろまでに認定こども園の申請というものを考えておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） まず、1点目ですが、保育料の算定が認定こども園とどういう関係があるのかということですが、保育料の算定につきましては基本的な設定の方向につきましては今ご説明申し上げたとおり、保育所の保育料と同様の設定の仕方を考えております。ただ、料金を確定する上では、保育時間に基づいて幼児クラブの保育料が決定されることから、幼児クラブの保育時間が変わることによって料金の額が変わってくるということでございます。

2点目のアンケート調査の関係なのですが、アンケート調査につきましては基本的には認定こども園につきましては4時間以上の保育時間を常時しなければならないということが原則でございますので、今現在の保育時間が2時間30分の保育と6時間の保育になっております。したがって、これを4時間以上の保育時間に設定をしていかなければならないということで、アンケートの中身につきましては4時間と6時間との設定でもってアンケート調査をしているところでございます。したがって、それに伴ってアンケート調査している保護者の皆さんがすべて4時間でいいという状況になれば4時間一本の保育時間の設定となりますし、4時間、6時間双方に一定程度の希望があるということになれば4時間あるいは6時間の2パターンの保育時間の設定ということで考えていくということでございます。

それから、認定こども園の形態なのですが、今議員が言われたように4パターンの認定こども園の型がありまして、中頓別におきましては保育所型の認定こども園の設定を考えておりまして、中頓別については現在幼稚園がありませんので、幼稚園の機能を幼児クラブが担っているということもあります。したがって、幼稚園がないところにつきましては認可保育所プラス幼稚園機能を備えるパターンが該当になるということで、保育所型の認定こども園を現在考えているところでございます。

次に、申請の時期なのですが、申請の時期につきましては認可を受ける3カ月前までに認定申請が必要だというふうにご案内されておりまして、今現在4月1日を目指すとする12月中あるいは1月の前半に認定申請の申請書を提出する必要があるというふうにご案内しております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 認定に向けて、12月中か1月の頭ぐらいということなのかなと思うのだけれども、その時期までに認定こども園等に関して、あるいは先ほど言う保護者の意向等を調査して、最終的にその時期までにすべての申請に向けての整備が整うのかどうか、その可能性として十分間に合うかどうかについてお伺いしたい。

それから、先ほどの質問の中で町長も保育所や、それから自動車学校の法人化あるいは民営化等についても答弁されましたけれども、先ほど申しましたとおり、視察に行った他町村と違って、こちら辺で民間の受け皿となり得るところはないわけで、民営化に向けた受け皿づくりを今後どう進めていくか。民営化をする以上、やっぱり受け皿を見つけなければならぬわけで、その受け皿をどういうふうにつくっていくかという点について、何か考えがあ

ればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 前段の申請について12月中あるいは1月の上旬まで間に合うかという質問でございますが、今間に合うように努力して書類等を作成しているとともに内部協議を進めているところでございます。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） 2点目の民営化の受け皿づくりについて私の方からお答え申し上げます。

現段階におきましては、認定こども園等々の制度改正を今考えておりまして、それを当面継続しながら、並行して民営化の受け皿づくりについても検討していかなくてはならないだろうと。ただ、現実問題として現段階で言えることは、極めて町内にはそういった団体というのは難しいのかなど。だから、その受け皿づくりの具体的な検討に入るまでに、いかに今のこども館の経営を改善できるのかと、そういった努力にかかっているのかなというふうに思いますので、今後平成19年度から効率的な財政的な部分も含めて経営を図っていききたいなというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 具体的な受け皿づくりについての質問としては、具体的なものが出てこなかったのが、今のところはないというふうにとらえていいということですね。わかりました。

では、以上で質問を終わります。

○議長（石神忠信君） 以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第1号～議案第4号

○議長（石神忠信君） 日程第15、議案第1号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第16、議案第2号 中頓別町職員定数条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第17、議案第3号 中頓別町知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例の制定の件、日程第18、議案第4号 中頓別町立天北厚生園の法人移管を理由に退職する職員に対する特別措置条例の制定の件を一括議題とします。

提出者より簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第1号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 中頓別町職員定数条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 中頓別町知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例の制定について、議案第4号 中頓別町立天北厚生園の法人移管を理由に退職する職員に対する特別措置条例の制定について、4議案一括総務課長に説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号とも、平成19年4月1日から法人移管となる天北厚生園に係る条例の改正であります。

議案第1号については、この条例中、天北厚生園の条項を改正するものであります。

第2号につきましても同じような理由なのですが、法人化になることに伴って、当然定数が変わることと、あわせて職員給与条例中の同園に係る条項に関して必要な改正を行うということと、あわせてこの際各部局における定数を現状の在職職員数を勘案して改正するという内容であります。

議案第3号については、関係条例4本を一括して廃止するものでありまして、中頓別町知的障害者福祉施設設置条例、中頓別町知的障害者福祉事業特別会計設置条例、中頓別町立天北厚生園財政調整基金条例、中頓別町立天北厚生園施設整備基金条例であります。

議案第4号につきましては、社会福祉法人に移管されることに伴いまして、町を退職して法人へ移行する職員に対し、年齢や勤務年数に応じて、特別措置としての昇給に関して規定するものであります。

なお、大変申しわけございませんが、議案第3号の11ページになりますが、中頓別町知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例を別紙のとおり制定するという事になっておりますが、町立の「立」を削除していただきたいと思っております。大変申しわけございません。もう一点、12ページであります。表題で中頓別町立知的障害者福祉施設設置条例等を廃止する条例になっておりますが、この町立の「立」を削除していただきたいと思っております。訂正して、お呼び申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、いきいきふるさと常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号は、いきいきふるさと常任委員会に付託することに決しました。

◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第5号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第5号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第5号 公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。

平成14年4月1日、地方公務員を公益法人等に派遣する制度を定めた公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行されました。この法律は、第三セクターや公益法人などの増加に伴い、地方自治体から職員派遣が増加している中で、地方公務員法に職員派遣の規定がなかったために、派遣職員の身分や処遇などについて問題が指摘されておりました。さらに、地方自治体が派遣職員の給与を支給することをめぐって、各地で住民訴訟が提起され、自治体の負担は違法との判決も見られたことなどを踏まえ、職員派遣のルールを明確にするために公益法人等への派遣制度、営利法人への退職派遣制度の二つが創設されたものであります。町では、この法律を踏まえ、本町における公益法人等への町職員の派遣に関して規定するため、今回本条例を提出するものであります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。ありませんか。

石井さん。

○7番（石井雄一君） ただいま説明にもありましたように、例えば公益法人といますか、派遣して、訴訟で町側が給料を払わなくてもいい判決が出たと言いましたけれども、そういうふうになるのは例えばどういった状況のときにそういうふうになるのか、想定があれば教えていただきたいというふうにするのですけれども。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 判決の内容までは私触れていないと思うのですが、この後常任委員会に付託されるという方法ですので、この中身についてはその中でご質問等があればご説明させていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、いきいきふるさと常任委員会に付託したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、いきいきふるさと常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第20、議案第10号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第10号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

今回の改正につきましては、平成18年4月に策定されました中頓別町中長期行財政運営計画、集中改革プラン及び公営企業経営健全化計画、下水道事業経営安定化計画に基づき、維持管理費及び資本費の状況を考慮し、適切な使用料の改定を行うもので、使用料収入で維持管理費が賄い切れず、一般会計からの繰入金に依存している状況であることから、下水道会計の健全化に向けた使用料を基本的に約3%、超過料金で約7%をそれぞれ改正するものであります。

原文等については、省略させていただきます。

なお、附則第2項の料金に関する経過措置でありますけれども、この条例による改正後の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道使用料についてはなお従前の例によるという条項につきましては、冬期間水道メーター検針ができませんので、メーター検針再開時、4月下旬でありますけれども、そこにおける超過料金については改正前の料金とするものであります。

簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 水道の料金の値上げ、これで年間どれぐらいの増収が見込まれる予定ですか。

○議長（石神忠信君） 山本議員に申し上げますけれども、これは委員会付託になりますので、そういう段取りになっておりますので、委員会の方で質問をお願いしたいと思いま

す。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、いきいきふるさと常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、いきいきふるさと常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第12号

○議長（石神忠信君） 日程第21、議案第12号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第12号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について、高井病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第12号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について。

要旨についてご説明をさせていただきます。中長期行財政運営計画に関する最終報告書に盛り込まれた使用料の3%引き上げに対応して改正をするものですが、病院会計は慢性的な赤字経営が続いているため、経営健全化に向け、使用料等を平均5%引き上げるものでございます。なお、患者外給食料につきましては、職員以外の利用実績がないため、1食当たり50円、12.5%の引き上げとしております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、いきいきふるさと常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、いきいきふるさと常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託しました議案第1号、第2号、第3号、第4号、議案第5号、議案第10号及び議案第12号について、会議規則第

46条第1項の規定によって、今定例会中に審査を終了するように期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、2号、3号、4号、5号、10号、12号については、本定例会中に審査を終了するように期限をつけることに決定しました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、議案第6号 中頓別町環境基本条例の制定の件を議題とします。

提出者より簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第6号 中頓別町環境基本条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第6号 中頓別町環境基本条例の制定であります。

本条例は、豊かな自然など良好で快適な環境の保全とそれをさらに豊かなものにしていくための創造的な活動についての基本的な考え方を定め、町民、事業者、町及び旅行者など、それぞれの責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中頓別の自然と地域文化を守り、育てることを目的として制定するものであります。

条例概要で申し上げますと、前文でかけがえのないふるさとを宣言、五つの基本理念、森、川、食、遊び、子供、地元学の六つの基本方針をもとに、環境基本計画の策定や推進、町民、事業者や町などの責務、環境影響評価の措置などの推進のための仕組み、森林、里山の保全及び育成と利活用等の施策体系、町民活動への支援等の具体的な措置を規定するもので、全37条で構成し、施行は公布の日としております。

以上、中頓別町環境基本条例の制定に関する概括的な提案理由の説明といたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第1項の規定により、いきいきふるさと常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、いきいきふるさと常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託しました議案第6号について

は、審査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については審査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第23、議案第7号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第7号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第7号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

町民税の納期回数について、管内市町村では稚内市が4期、本町を除く町村が3期となっていることを踏まえ、納税者がより納税しやすい納期回数とするため、現行2期から3期に改正するものであります。また、1期目の納期、5月末の終期を月末とするための改正もあわせて行うものであります。

条例本文ですが、中頓別町税条例（昭和37年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項を次のように改める。

第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次の通りとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第67条第1項中「5月1日から同月30日まで」を「5月1日から同月31日まで」に改める。

附則、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 所得税分の一部を住民税として市町村自治体に納付することになる、このあたりの中身が私よく理解できていないという面もありますけれども、納税者がより納税しやすいよう納期を3期にすることなので、その趣旨は大変いいと思います。しかし、今まで第1期、納税の始まりが6月1日、第2期の最後が10月31日まででした。

改正案で納税の始まりがやはり6月1日からになっておりまして、2期を3期に分けても納税の最後の日はやはり10月31日までなのです。ですから、同じ期間内に細かく分けるといって、納税しやすいという面はあるかもしれませんが、全体でいいますと6月から10月までということになっていますけれども、それを6月から12月、3期目の納税の終わりを12月だとか、もう少しおくらせる、納税期間を長くする、最後の納税の日を遅くするという、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 町民税だけを考えれば、そうなのかもしれません。他の税もあるわけです。町民の方々は、ほかの税も当然納税をしなければならないわけです。したがって、他の町民税との関係も踏まえた上で、こういう期の終わり方にしております。つまり、国民健康保険税ですとか固定資産税等も当然納期がありまして、余り重ならないようにというか、そんなことを考えて、この納期にしたわけでありまして。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時15分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 日程第24、議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について、奥村

保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について。

地方自治法第284条第3項の規定により、北海道内のすべての市町村と後期高齢者医療に関する事務を共同して処理するため、次のとおり規約を定め、北海道後期高齢者医療広域連合を設置する。

規約の中身につきましては、39ページ、提案理由及び40ページ、41ページの要旨でもって説明をさせていただきます。提案理由につきましては、平成18年6月に国会で議決された高齢者の医療の確保に関する法律により、75歳以上の後期高齢者を対象とする独立した後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月より施行されることとなりました。新たに創設された後期高齢者医療制度は、保険料徴収を市町村が行い、財政運営は道内全市町村が加入する広域連合が行うもので、現在北海道後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が発足し、広域連合設立の準備を進めております。広域連合を設けるには、関係市町村議会の議決を得て知事に申請をし、許可を受ける必要があるため、本定例会において議決を求めるものであります。

規約の要旨ですが、第1条では、広域連合の名称を北海道後期高齢者医療広域連合と定めております。

第2条及び第3条では、組織する地方公共団体及び区域について定めており、道内すべての市町村が加入することとなり、北海道区域と定めております。

第4条では、広域連合が行う事務と市町村が行う事務の内容について定めております。広域連合の事務といたしましては、一つ、被保険者の資格の管理に関する事務、二つ目では医療給付に関する事務、三つ目、保険料の賦課に関する事務、四つ目で保健事業に関する事務、五つ目、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務の五つがうたわれております。さらに、市町村が行う事務といたしましては、一つ、被保険者の資格管理に関する申請及び届け出の受け付け、二つ目、被保険者証及び資格証明書の引き渡し、三つ目、被保険者証及び資格証明書の返還の受け付け、四つ目、医療給付に関する申請及び届け出の受け付け並びに証明書の引き渡し、五つ目、保険料に関する申請の受け付け、六つ目、前各号に掲げる事務に付随する事務などの保険料徴収業務や窓口業務を行うこととなります。

第6条では、広域連合の所在地を札幌に置くことを定めております。

第7条から10条までについては、広域連合の議会関係について定めており、議員定数は関係市町村の首長及び議会の議員のうちから、市長8人、町村長8人、市議会議員8人、町村議会議員8人の計32人で組織することとなります。選挙については、それぞれの区分を組織する団体等から候補者の推薦を受けて、それぞれ市議会及び町村議会において選挙することを定めております。また、任期については、当該関係市町村の首長又は議会の議員としての任期によることと定めております。

第11条から18条までは、広域連合の組織機構について定めております。

第19条では、広域連合の経費の支弁について定めております。支弁については、一つとして市町村の負担金、二つ目で事業収入、三つ目、国及び道の支出金、4、その他となっております。市町村が納付すべき費用につきましては、共通経費で均等割10%、高齢者人口割で40%、人口割で50%という負担割合になっております。二つ目、医療給付に要する経費として、高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額。三つ目、保険料その他の納付金、市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減相当額についてうたったものでございます。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 余りにも巨大な広域連合なので、市町村の住民とのつながりがかなり薄いのかなと思います。保険料のことについてなのですが、詳しいことはまだ決まっていないかもしれませんが、都道府県ごとの広域連合をつくるということですから、都道府県ごとのおよその平均値などはわかるのではないのでしょうか。北海道の場合は、平均で結構ですけれども、1人当たり年間または1カ月、どれくらいの保険料ということになるのでしょうか。先ほど説明のところ、保険料の徴収を市町村が行うというふうに説明があったわけですが、保険料の賦課に関する事務を広域連合が行って、徴収を市町村が行う。そうなりますと、徴収の方法は介護保険の普通徴収のような方法で行われるのでしょうか。今の点をお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 保険料の関係でございますが、保険料につきましてはかかる医療費の約1割を保険料で賄う、残りの9割については公費で50%、支援金ということで国保等の保険者負担で約40%、残り1割を保険料で賄うということになっております。それで、その1割の保険料の負担の内容ですが、今考えられているのは1割の保険料の中身については50%を均等割、残りの50%を所得割というふうに言われております。現在道の方で試算をした数字を押さえておりますが、国の試算に基づきまして北海道で試算をした保険料の額につきましては年間約8万5,000円というふうに言われております。それと、徴収方法につきましては、特別徴収については介護保険と同じように年金から徴収されることとなります。年金年額18万円を超える方については、年金から保険料を徴収することとなります。18万円以下の方については、普通徴収ということで、町村窓口から納付書を個々に発送して、町村が徴収する形になります。その18万の半分を介護保険あるいは広域連合の保険料で超える場合については普通徴収と、ですから18万の半分で9万円、介護保険と広域連合の保険料が9万円を超える場合については普通徴収という形になるかと、今のところそういう情報になっております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） まだ理解できないのだけれども、平均で8万5,000円の負担で、要は高齢者にとって徴収に関してどういうふうになるのか。新たな負担となるのかなと思うのだけれども、そこら辺がまだよく理解しがたいところがあるので、現在からどういうふうにして変わって、負担増となるものがどういうふうになるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 高齢者医療制度につきましては、今75歳以上の高齢者については国民健康保険の被保険者として医療制度に含まれております。それが国保から75歳以上の方が抜けまして、新たな医療制度が設立されます。ですから、国保と同じような75歳以上の医療制度が新たにできるというふうを考えていただければいいのかなというふうに思います。そこで、新たに保険証が発行されて、保険料が徴収される。その保険料につきましては、先ほどご説明したとおり医療費全体の1割程度を被保険者から保険料として徴収をする。残りの5割については国、道、町村それぞれの費用負担、残りの4割については現行の保険制度の中から拠出、拠出というよりも今度は支援という形で言われているのですけれども、4割については国保ですとか社会保険ですとか、そういう保険からの支援をしていただくと、合わせて医療費全体を賄っていくという制度になっております。それで、今まで75歳以上の方が国保に入っていましたから、それが抜けることによって国保については抜けた人の分の保険料が若干下がります。その分をそれぞれの広域連合に移行された75歳以上の方に対して保険料の徴収という形になるかと思えます。税の計算は複雑に変わっていきますので、単純ではないのですけれども、形としてはそういう形になるかと思えます。

○議長（石神忠信君） 75歳以上が今までの国保の制度より上がるのか下がるのかという、そこもわからない。

○保健福祉課長（奥村文男君） 負担がですか。

○議長（石神忠信君） ええ。

○保健福祉課長（奥村文男君） 費用の負担がですか。

○議長（石神忠信君） 医療にかかった場合の負担。

○保健福祉課長（奥村文男君） 病院にかかったときですね。病院にかかったときについては、通常は1割ですけれども、一定の所得のある方については3割負担というふうに言われております。

○議長（石神忠信君） それは今までもあったので、そうしたら変わらないのでないの。

○保健福祉課長（奥村文男君） 今は2割でないですか。

（「違う、75以上は1割」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（奥村文男君） 1割ですけれども、ある程度所得のある方については2割。

○町長（野邑智雄君） それは、老人保健法があって、去年の10月以降、75歳以上は老人保健会計から抜けた。それが国の負担がだんだん大きくなるから、後期高齢者広域連合を

つくって、平成20年4月から75歳以上の人については新しいこの制度でやろうと。今までは、支払基金というのかな、それぞれ入っている部分が去年のあれから老健では50%になった。国と、それから道と町村が残りを持っていた。今度は、75歳以上の個人が1割の保険料を払うと、そしてなおかつ病院にかかったときに普通の人は1割の負担を伴うと。だから、年寄りには1割の年金から天引きされる分がふえてくる。その分国は負担が少なくなると、こういうことです。

○議長（石神忠信君） 負担がふえるということだ。あとは、制度的には変わらないと、医療費の方では変わらないのかな。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 端的に私の場合を想定してお伺いしたいのですけれども、国保税は限度ありますよね。それで、ある程度の個人負担、所得なり財産があっても一定の限度でとまるので、うちのばあさんも国保の方で家族みんな入っています。そうすると、ばあさんの分だけを国保から抜くよと、抜いたけれども、財産だ、所得だといったら、やっぱり満度までいってしまうよと、だけれどもばあさんの分はばあさんの分でまた新たに保険料を払ってくださいということになるということなのでしょう。わかりました。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） お年寄りの負担は今までよりも物すごくふえて、とても大変なことになると思うのです。今の説明ですと、1万5,000円以上年金をもらっている人はそこから天引きされると。だれかの扶養家族になっていて、今までお年寄り本人は保険料を負担していなかったのが介護保険料に加えてさらに医療保険料も負担することになって、大変なことになると思うのです。だけれども、ここで反対してもどうにもならないかなというような気はするのです。

次の点は、どうなっていますでしょうか。国保でしたら市町村の窓口を通じて、さまざまな個人の事情に応じた保険料の納付の相談とか減免措置についての相談とかできたと思うのですけれども、そういうことが広域連合の場合は可能なかどうか。それから、市町村が行う事務として、被保険者証及び資格証明書の引き渡しというのが別表ということであるわけですけれども、資格証明書をもらってしまうようなことになったら、国保もそうですけれども、年金の少ない高齢者なんかにとっては、これは大変なことだと思うのです。今まで中頓別町で今現在のところは、国保の場合も資格証明書の発行はないと前に伺って、多分その後もないだろうと思いますけれども、引き渡しを市町村が行うことになっていますけれども、資格証明書の発行の方はどうなのでしょう、市町村で判断して決められるのでしょうか、それとも広域連合が判断して、資格証明書を送ってきたら、それを本人に引き渡すということになるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） ここにも述べてありますとおり、住民の窓口については市町村が窓口となって行うことになりまして、先ほど言われましたようにいろんな問題につ

いては市町村の窓口で話していただければ対応するような形になるかと思ひます。それと、資格証明書の引き渡しにつきましては、資格証明書は一定の保険料が納付されない場合にについてはあくまでも広域連合で情報を確認されておりますので、それに基づきまして資格証明書が発行されて、市町村に送らさってきます。市町村では、それを被保険者にお渡しをするような形になるかと思ひます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 今の資格証明書の点ですけれども、年金から天引きということになりますと、本当に機械的に、連続で何回も引き落とされてない、ですからこれは即被保険者証停止です、資格証明書を発行しますって機械的になってしまう。本当に困る状態になると思うのですけれども、広域連合にこうこういう事情でとか、事情によって資格証明書の発行を待ってもらおうとか、考えてもらうとか、そういうことはできる可能性があるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 後期高齢者の医療広域連合につきましては、今準備委員会を立ち上げて、どういう取り組みをしていくのがいいのか、またどういう取り組みをしていかないとならないのかということの準備委員会をやっている最中なのです。それで、今現在職員等も十分集まっていない。市からの派遣だとか町村からの派遣だとか、国保連合会に仮事務所を設けて、今準備をしている最中でありまして、19年度もそれぞれの町村から、または市から、また道からも支援を受けて、何とか20年の4月に間に合わせようということで今取り組んでいる最中でありまして。そういう中で、この広域連合についても先ほど担当が話しましたとおり議会ができます。ですから、そういう中でいろんな議論がされていくものと思ひます。それで、その議員さんについては全部北海道の議員さんで、議員さんというのは町村の議員さんなり市議会の議長さんなり、市長なり町村長がなりますから、そういう中で十分このものの運営がスムーズに、また道民のためになるために恐らくいろんな部分をこれから制定をしていくと思ひますから、今本多さんからあったような話も私ども担当の方を通じて、何とかそういう方向でこの連合の組織が動いていけるように申し入れをしていくということは可能だと思ひますので、もう少し時間をいただいた中で皆さん方にご報告できるのでないかなと、このように思ひます。

○議長（石神忠信君） 本多さんに申し上げますけれども、3回ですから。

○5番（本多夕紀江君） はい、わかりました。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第25、議案第9号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第9号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第9号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

この条例は、町の普通財産の交換、譲与、無償貸付等について規定したのですが、今回の改正については条例準則を参考に、各条項中の字句の修正または訂正を行うための改正であります。条例を読み上げます。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「各号」の下に「の一」を加え、「価格」を「価額」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に、「他の地方公共団体、その他公共団体」を「他の地方公共団体その他公共団体」に改める。

第3条中「価格」を「価額」に改める。

第3条第1号中「、その他の公共団体において、」を「その他の公共団体において」に改める。

第3条第2号中「、その他公共団体」を「その他公共団体」に、「廃止によって生じた普通財産を」を「廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において」に改める。

第3条第3号中「廃止によつて」を「廃止によって」に改める。

第3条第4号中「を、寄附を受けた財産の価格」を「の寄附を受けた財産の価額」に改める。

第4条中「価格」を「価額」に、「貸付を受けたものが」を「貸付を受けた者が、」に、

「供し難い」を「供しがたい」に改める。

第5条第1項中「物品の経費」を「物品に係る経費」に改める。

第6条中「譲渡し」を「譲与し、」に、「価格」を「価額」に、「基き」を「基づき、」に、「、工作物」を「工作物」に、「、寄附者」を「寄附者」に、「寄附の条件として定めたものを、」を「、寄附の条件として定めたものを」に改める。

第7条中「公益上」を「、公益上」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第26、議案第11号 役場出張所設置条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第11号 役場出張所設置条例を廃止する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第11号 役場出張所設置条例を廃止する条例の制定について。

役場出張所設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

中頓別町役場小頓別出張所は、近年人口の減少等により取り扱い件数が年々減少していること、中長期行財政運営計画において廃止が妥当との考え方が示されたことを踏まえ、本年11月に同出張所の廃止に関する住民説明会を開催し、地域の方々の理解を求めてきたところであります。その結果、地域の方々の理解が得られたものと判断いたしましたので、平成19年3月31日をもってこの出張所を廃止するものであります。なお、同出張所廃止後の

対応としては、郵便局や信金、農協の口座振替による納付、納税を奨励するほか、職員の定期的訪問による納付、納税により利便性の確保に努めることとしております。

役場出張所設置条例を廃止する条例。

役場出張所設置条例（平成12年条例第16号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 役場出張所設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第27、議案第13号 医師及び看護婦等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第13号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第13号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本条例の改正の要旨でございますが、准看護師養成機関が減少して看護師養成が一般化しているため、本町条例の養成対象から准看護師を削除するものです。また、これまで勤務しなかった場合の養成費用の返還に関して3カ月の猶予期間を設けておりましたが、厳しい経営環境であることから、3カ月の猶予期間を撤廃するものでございます。

条例改正新旧対照表によってご説明申し上げます。

第1条中「、准看護師」を削除いたします。

第3条中「及び知事」を削っております。これは、准看護師の免許が知事の権限によって

許可されているものでございます。

それから、第5条中「第1項」を削除いたします。これは、第4条が1項しかございませんので、条文の誤りがあったため、削除するものでございます。

それから、第7条第1項中「、その理由の生じた日から3ヶ月以内に」を削っております。これは、猶予期間の撤廃でございます。

それから、第7条第2項は、先ほど申し上げましたように3カ月の猶予期間を撤廃し、さらにこれまで遅延した部分について違約金という形でありましたけれども、今後貸し付け、助成した額に対しても、わかりやすく言えば利息が生じるというような内容にしたものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の医師及び看護師等の養成に関する条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 先ほど私が日程説明の中で看護師等のところを看護婦等と申し上げましたけれども、看護師に訂正し、おわびを申し上げます。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 医師及び看護師等の養成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第28、議案第14号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第14号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、議案第14号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出の予算の補正で、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ72万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,829万8,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正で、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものです。

3ページ、地方債補正から説明をいたします。過疎対策事業では、限度額を950万円減額し、3億6,760万円とするもので、内容は中頓別弥生線道路改良整備事業で90万円の減額、町道4条通り線交付金事業で190万円の増額、町道2条通り線整備事業で570万円の減額、町道1条通り線交付金事業で80万円の減額、医療機械器具整備事業で10万円の減額、高規格救急自動車・高度救命資機材整備事業で390万円を減額するもので、それぞれの事業において事業費や事業量等の変更に伴い、限度額に変更が生じたことによるものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、一般単独事業では、限度額を760万円減額するものであります。内容は、町道4条通り線整備事業で260万円、町道1条通り線整備事業で500万円をそれぞれ減額するものですが、それぞれの事業において事業費の変更等に伴い、限度額に変更が生じたことによるものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、事項別明細書、歳出、7ページから説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、5目企画費では、既定額に1,440万7,000円の追加補正でありまして、内容は地方バス路線維持対策費補助金として宗谷バス株式会社からの補助申請に基づき交付するものであります。当初予算に不足が生じたので、212万6,000円追加するものであります。補助金がふえた理由としましては、通学生等の定期購入が宗谷バスとしての当初見込みの収入を下回ったことなどが要因であります。次に、製はし工場の起業化支援補助金として1,100万円の計上であります。これは、株式会社小頓別木材が計画しております製はし工場起業に伴う機械器具購入、あるいは一部施設整備に対する助成であります。同社では、既に同社と森林組合で構成する共同事業体として、道のみどりの雇用創出支援事業、みどりの雇用創出プログラムの承認を受けており、道の支援が確実なこと、同社の起業が本町における雇用の拡大につながることで、さらに地域経済への波及効果をもたらすことなどを踏まえ、町として支援を行うことにしたものです。自治会連合会コミュニティー活動補助は、128万1,000円の計上でありまして、財団法人自治総合センターの一般コミュニティー助成事業で自治連合会のステージ用テント購入が決定になったことによるものであります。

4項選挙費、4目知事道議会議員選挙費では、新規に163万1,000円の計上で、来春執行される同選挙の本年度分の経費として職員手当から委託料を計上するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費は、既定額に9万8,000円追加するもので、内容は老人保健制度にかわり平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度に伴う北海道後期高齢者医療広域連合設立準備市町村負担金7万1,000円、同連合市町村負

担金2万7,000円を新規に計上するものであります。

10目介護予防事業費では、既定額を55万9,000円減額するもので、内容は14節使用料及び賃借料で地域包括支援センターシステム使用料等を合わせて81万1,000円を減額、一方2節給料で10万円を追加、13節委託料、地域包括支援センターシステム保守料として15万2,000円計上するものであります。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額に19万円を追加補正するもので、内容は20節扶助費、児童手当の対象年齢の引き上げに伴い、同手当を追加するものであります。

4款衛生費になります。1項保健衛生費、5目病院費では、既定額に9万4,000円追加するものです。内容は、24節投資及出資金で医療機械器具購入(過疎債分)10万円減額、同じく医療機械器具購入費として19万4,000円追加するものです。

6目診療所費では、既定額に57万2,000円追加補正するもので、内容は18節備品購入費で歯科診療所のレントゲンフィルム自動現像器を購入する経費であります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目畜産業費では、既定額に3万7,000円追加するもので、内容は19節で家畜伝染病対策費補助金を計上するものであります。

7款商工費、1項商工費、2目観光費では、既定額から3万7,000円減額するものです。内容は、11節、ピンネシリコテージ屋根の修繕で38万9,000円を計上、一方ピンネシリ温泉建物等修繕料等を合わせて42万6,000円を減額するものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、既定額から1,330万円減額するもので、13節委託料、15節工事請負費でそれぞれ事業、工事完了に伴う予算の精査による減額に加え、他の節においても予算精査に伴う増減をしたところであります。

9款消防費、1項消防費、1目消防費では、既定額から398万3,000円減額するもので、南宗谷消防組合負担金を減額するものですが、内容は消防設備費で高規格救急自動車購入に伴う入札減を中心に、経費が減額になったことによるものであります。13款諸支出金、3項基金費、5目豊かな環境づくり基金費では、既定額に12万3,000円追加するもので、豊かな環境づくり基金として積み立てるものであります。なお、この12万3,000円は、2件からの寄附であります。

歳出合計、既定額から72万7,000円減額し、その総額を34億8,829万8,000円とするものであります。

次に、5ページ、歳入であります。13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料では、既定額に1万円追加補正するもので、内容は小頓別の頓別河川川占用使用料を計上するものであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に6万3,000円追加補正するもので、内容は児童手当に係る国庫負担金を追加するものであります。

2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金では、既定額に70万円の追加補正で、内容は事業完了に伴う補助金の精査によるものであります。

15款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額に6万3,000円追

加補正するもので、児童手当に係る道負担金を追加するものであります。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に163万円追加補正するもので、来春に執行される本年度の知事道議会議員選挙委託金を計上するものであります。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金では、既定額に12万2,000円追加補正するもので、豊かな環境づくりのために町民から寄附されたものを計上するものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目天北線代替輸送確保基金繰入金は、既定額に212万6,000円追加補正するもので、代替バス運営費補助の財源として計上するものであります。2目まちづくり基金繰入金では、既定額に1,100万円追加補正するもので、製はし工場起業支援の財源として計上するものであります。

4目減値基金繰入金は、財源調整のため、既定額から20万円減額するものであります。

20款諸収入、3項収益事業収入、1目介護保険サービス収入では、既定額から55万9,000円減額するもので、内容は居宅介護予防サービス計画費収入を同額減額するものであります。

4項雑入、1目雑入では、既定額に139万4,000円の追加補正で、内容は自治連合会で購入するステージ用テントに対するコミュニティ助成としての120万円とピンネシリコテージ屋根の共済金をそれぞれ計上するものであります。

2目過年度収入では、既定額に2万4,000円追加するもので、内容は平成17年度老人保健事業道負担金の精算分の計上であります。

21款町債、1項町債は、既定額から1,710万円減額するもので、内容は地方債補正で説明しておりますので、省略させていただきます。

歳入合計、既定額から72万7,000円減額し、補正後の額を歳出と同様34億8,829万8,000円とし、バランスをとっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番(柳澤雅宏君) 企画費のバス路線維持対策費なのですが、補助金で212万、先ほどの説明で学生の定期が減少、当初の見込みより少なかったというなお話でしたが、定期だけで212万だったらちょっとでかい、見込みがそんなに大幅に違っていたのかなというのが1点と、子供の定期が思ったより少ないから、町でそれを補てんするという考え方も私としては理解しがたい。当然バス会社は運営をするわけですから、そこの中で客が少なかったから、その分町で持てという考え方は、ちょっと私としては理解しがたいところがあるので、バスの維持云々というのならいたし方ないところもあるのかなと思うのだけれども、そこら辺が私は理解できない。バス会社との契約等はどのような契約になっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長(石神忠信君) 安積総務課長。

○総務課長(安積 明君) 先ほど私が申し上げたのは、宗谷バスとして学生等の定期の購

入が当初見込みの収入を下回ったことによって、逆に経費がふえたという意味でして、このことがすべてではないわけです。全体として言えることは、要するに利用者の減による収入が見込みよりも下回ったということだというふうに思います。このことで特に宗谷バスと契約を交わしているわけではありません。一つは、地方バス路線として国の補助、道の補助等を受けているのと道の単独補助もあります。それと、もう一つは、路線維持のために今の段階では、かさ上げといひまして、路線を、バスの便をなくさないための町としての単独補助をそれぞれの町村と連携しながら行っているという実態があります。そういうことからすると、中頓別町だけでこれを収支改善するための手だてというか、そのことはなかなかでき切らない部分もありますが、今後さまざまな機会をとらえて、限られた財源の中で補助していくわけですから、宗谷バスの収支をどう好転させるかということについて真剣に考えていかなければならない時期だというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） それでは、参考までに、これは当町で212万ですよね。そうすると、宗谷バスが関係している市町村もそれぞれ負担しているのかなと思うのですけれども、全体として今回総額でどれだけの補助をするのか、関係市町村合わせてどれだけの額になるのかお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それまでは今のところとらえていないというよりも、資料を持ってきていないので、ちょっとわかりかねます。後でお知らせしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 歳出なのですけれども、3款民生費のところで介護予防事業費、地域包括支援センターシステム使用料が80万9,000円減額となっていて、かなり大きな金額だと思いますけれども、このわけをお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 包括支援センターシステム使用料で80万9,000円減額しておりますが、これにつきましては平成17年度の予算でもって包括支援センターにおけるシステムの購入事業を実施しております。その時点で、システムにつきましては当初システムそのものについては購入することはできないということの判断でもって、今年度の予算ではシステムの使用料ということで計上したのですが、最終的に見積もり合わせ等、事業を執行した段階でシステムも含めて購入することが可能になったということで、今年度当初予算で組んでいたものを今回使用料については減額をさせていただきまして、そのシステムに係る保守委託料を15万2,000円、組みかえて計上させていただくものでございます。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） まず、一つは、起債の方法なのですけれども、これは何年程度ぐらいで借りられるのか。それと、もう一点は、7ページの選挙費の中のポスター掲示場設置管理委託料が40万円も払っているのです。この内容について説明をお願いします。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 後段の選挙費の委託料については、知事選、道議選がありますので、現在中頓別町でポスター掲示場の設置数は34カ所であります。ですから、知事選、道議選ですから、その倍ということになります。それで、1選挙といひますか、設置委託料としては知事では20万円、道議では20万円というふうに分けておまして、それで40万円を計上するというところであります。

それから……

○議長（石神忠信君） 前段は、起債の何。

○3番（山本得恵君） 起債の返還限度。

○総務課長（安積 明君） 年数ですね。過疎債は、12年、3年据え置きということがあります。よろしいでしょうか。

○3番（山本得恵君） よろしいです。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第29、議案第15号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第15号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第15号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,995万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,716万9,000円とするものでございます。

5ページ、歳出からご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費につきましては、旅費で4万円の追加、役務費で口座振替手数料で1万円を計上するものでございます。

2款保険給付費、1項2目退職被保険者等療養給付費では、退職被保険者の医療費の伸びによりまして2,957万2,000円を追加するものでございます。

2項2目退職被保険者等高額療養費では、366万5,000円を追加いたしまして、909万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、退職被保険者等の高額療養費に係る分の伸びによりまして366万5,000円を追加するものでございます。

5款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、これにつきましては161万1,000円を追加いたしまして、730万円とするものでございます。内容といたしましては、医療費拠出金として161万1,000円を追加するものでございます。

4目保険財政共同安定化事業拠出金、1,480万8,000円を計上いたしまして、1,480万8,000円とするものでございます。この事業につきましては、今回改めて計上するものでございまして、保険財政共同安定化事業で市町村、国保間の保険料の平準化、保険財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万を超える医療費を対象として市町村の拠出金をもとに交付金を交付する事業で、今回新たに10月1日から設けられた制度でございまして、

6款保険事業費、1項1目保健衛生普及費では、旅費で6万6,000円の追加計上でございます。需用費で17万8,000円追加計上で、消耗品、燃料代として計上いたしております。

7款諸支支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金で、9,000円を追加いたしまして、1万9,000円の計上となります。内容につきましては、平成17年度の保険税の還付金で9,000円を計上するものでございます。

歳出合計で、4,995万9,000円を計上いたしまして、2億9,716万9,000円とするものでございます。

4ページ、歳入では、2款国庫支出金、1項2目高額医療費共同事業負担金で37万5,000円を追加いたしまして、179万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、高額療養費共同事業国庫負担金で37万5,000円の追加でございます。

3款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金では、3,323万7,000円の追加で、7,172万7,000円の計上となります。1節現年度分で2,861万3,000円の追加で、退職被保険者に係る医療費の交付金で2,861万3,000円、過年度分で462万4,000円、これにつきましても退職被保険者等療養給付費交付金の過年度分で462万4,000円を計上するものでございます。

4款道支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金では、37万5,000の追加で、1

79万7,000円の計上となります。内容といたしましては、高額療養費共同事業道負担金分として37万5,000円を追加するものでございます。

2項1目都道府県調整交付金で40万1,000円を追加いたしまして、1,378万3,000円とするもので、都道府県財政調整交付金として40万1,000円を追加計上するものでございます。

5款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金では、75万3,000円の追加で、725万3,000円を計上するものでございます。内容といたしましては、高額医療費共同事業交付金分として75万3,000円を追加計上するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金では、歳出でご説明したとおり交付金として1,480万8,000円を計上いたしまして、1節につきましても共同事業交付金で1,480万8,000円を計上するものでございます。

6款繰越金、1項2目その他繰越金では、1万円を追加いたしまして、1万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、前年度繰越金で1万円を追加するものでございます。

歳入合計で、4,995万9,000円の追加で2億9,716万9,000円で、歳入歳出のバランスをとったところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第30、議案第16号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第16号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、高井病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第16号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入及び支出の既決予定額に2,428万1,000円を追加して、収入及び支出の総額をそれぞれ5億6,049万7,000円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出、収入について既決予定額から10万6,000円を減額して3,272万8,000円とし、支出について既決予定額に38万8,000円を追加して4,191万5,000円とし、収入が支出に対して不足する額918万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

第4条、企業債、医療機械購入に係る病院事業債の限度額を20万円減額して670万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

第5条、他会計からの補助金、一般会計から受ける補助金の既決予定額に9万4,000円を追加して、3,830万1,000円とするものであります。この9万4,000円につきましては、資本的収支で医療機械購入に係る過疎債10万円の減額とオーダリングカート購入費の2分の1、19万4,000円の新規計上の差し引き9万4,000円の追加でございます。

収益的支出についてご説明申し上げます。11ページをごらんください。1款病院事業費用、1項医療費用、1目給与費につきましては、既定予定額に2,321万4,000円を追加し、2億8,868万8,000円とするもので、給料から退職手当組合負担金につきまして、採用、退職、人事異動等の精査によるものであります。賃金の減につきましては、9月末で臨時調理員1名が退職したことによるもので、後任は薬局の助手の内部異動により補充いたしております。

3目経費につきましては、今後の見込みにより精査したところであります。報償費につきましては、看護師長の採用による増、旅費、交通費につきましては外科医長、看護師長の赴任旅費69万円の増と出張医師に係る旅費の減19万円の差し引きで50万円の追加いたしました。賃借料につきましては、当初予算で計上いたしました生化学自動分析装置のリース料が見積もり合わせの結果、減となったことによるものです。交際費につきましては、当初予定していませんでした日本静脈学会、日本臨床麻酔学会、日本整形外科学会に対する寄附金を追加いたしました。雑費につきましては、名寄市立病院からの当直医師の派遣負担金と当院に入院しております患者さんのMRI等検査に係る費用を追加いたしました。

5目資産減耗費につきましては、本年度更新いたしました電子内視鏡装置と低周波治療器の旧機器分の残存価格を固定資産除却費として追加いたしました。

2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、17年度病院事業債の支払利息

の確定により追加をいたしました。

4目消費税は、不用額を減額といたしました。

収益的収入についてご説明申し上げます。10ページをごらんください。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益では、11月分までの実績と今後の見込みにより、18年度入院収益を総額1億4,113万9,000円と見込み、900万5,000円を減額いたしました。2目外来収益では、3,328万6,000円を減額し、総額3億8,107万8,000円とし、収入支出のバランスをとっております。

資本的支出についてご説明申し上げます。12ページをごらんください。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費で、オーダリングカート2台、38万8,000円を新規に計上いたしました。オーダリングカートにつきましては、12月1日からの医業分業に伴い、余力が生じた薬局部門と人員が不足している看護部門の業務の見直しにより必要となったものでございます。これまで詰所で調製していた入院患者用の点滴を今後薬局で調製することにより、二重チェックによる医療事故防止と詰所におきます過剰在庫、期限切れ防止などの在庫管理を徹底するためのものでございます。

収入では、1款資本的収入、1項出資金、1目一般会計出資金で9万4,000円の追加で、先ほど企業債のところでも申し上げましたが、機械備品の購入に伴う過疎対策事業債10万円の減とオーダリングカート購入費の2分の1、19万4,000円を追加いたしました。

2項企業債、1目企業債では、医療機器の購入実績により20万円の減となりました。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第31、議案第17号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第17号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長(奥村文男君) 議案第17号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成18年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

今回の補正予算につきましては、歳出の科目の組みかえによるものでございまして、予算総額に変更はございません。

4ページをお開きください。歳出、2款保険給付費、1項7目居宅介護サービス計画給付費で、36万円追加いたしまして420万円とするものでございます。内容といたしましては、居宅介護サービス計画給付費で単価改正による不足分を追加するものでございます。

2項4目介護予防サービス計画給付費では、81万円を減額いたしまして87万円とするものでございます。内容といたしましては、介護予防サービス計画給付費で単価改正により減額をするものでございます。

4項1目高額介護サービス費では、20万円の追加で392万円とするものでございます。内容といたしましては、高額介護サービス給付費でグループホーム負担金増による補正になっております。

5項1目特定入所者介護サービス費では、20万円の追加で1,459万円とするもので、内容といたしましては特定入所者介護サービス費で20万円を追加するもので、特別養護老人ホームの入所者増によるもので、20万円を追加するものでございます。

次に、1項2目介護予防一般高齢者施策事業費では、38万1,000円を減額いたしまして142万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、委託料で生活管理指導短期宿泊事業委託料を減額するものでございます。これにつきましては、補助事業の関係で予算科目の組みかえをするものでございます。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目一般管理費で96万6,000円で、内容につきましては委託料から旅費に組みかえをするもので、委託料で10万6,000円を減額し、ハードウェア保守点検委託料で10万6,000円を減額し、旅費で普通旅費で10万6,000円を追加するものでございます。

2目任意事業費で38万1,000円を計上するものでございまして、内容といたしましては生活管理指導短期宿泊事業委託料ということで、1項で組んでいた経費をこちらの方に移行したものでございます。

トータルで、補正額ゼロ、総額で1億8,554万1,000円で、予算の増減はございませんが、科目の組みかえをさせていただいたところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りいたします。

先ほどいきいきふるさと常任委員会に付託され、今会期中に審査するように期限を付した議案第1号、2号、3号、4号、5号、10号及び12号の審議が終わるまで休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、いきいきふるさと常任委員会に付託され、今会期中に審査するように期限を付した議案第1号、2号、3号、4号、5号、10号及び12号の審議が終わるまで休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(石神忠信君) 以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

議員並びに町長初め説明員の皆さんには、サンデー議会にご協力を賜りまして、本当にありがとうございました。

なお、明日午前10時からいきいきふるさと常任委員会を開催する旨、委員長から通知がありましたので、委員全員のご出席をお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

(午後 3時31分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員